

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 入江 誠 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	貸事務所		
	所 在 地	(住居表示) 鳥取県東伯郡湯梨浜町光吉236番地1		
		(登記簿) 同上		
	構 造	木造・ 鉄骨造 ・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・ 亜鉛メッキ鋼板葺 ・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(1)階建/全()戸		
	種 類	店舗・事務所	新築年 月	平成7年11月
面 積	163.93㎡ ※別紙図面の位置			
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

選挙事務所として

頭書(3) 契約期間

令和4年 12月 1日 から	令和6年 11月 30日まで (2年間)
目的物件の引渡し時期	令和4年 12月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 100,000円 (内消費税相当額 9,090円)	管理・ 共益費	月額 一円 (内消費税相当額 円)
敷 金	200,000円 (賃料 2カ月分)	保証金	一円 (賃料 1カ月分)
駐車料	賃料込		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末日まで	
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	振込金融機関： XXXXXXXXXX 預金口座番号： XXXXXXXXXX 口座名義人： XXXXXXXXXX 振込手数料負担：借主	
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅)TEL	0858-35-3650
	(勤務先)TEL	
	(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称	
所在地	TEL	
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所の所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 更新に関する事項

--

頭書(9) 特約事項

1. 本契約の乙は、建物明け渡しをするときは、契約開始時点の状態にするか、現在の状態で明け渡しをするかを甲と協議し了解を得たうえで明け渡しをするものとします。また、乙は建物の明け渡しに当たり、その事由・名目の如何に関わらず貸物件内の諸造作・設備等の買取・必要費・有益費の費用償還・移転料・退去料の一切の金銭の請求を行うことが出来ません。
2. 明け渡し・退去時に、自然損耗・経年変化の有無を問わず、乙の費用負担にて甲の指定する業者でハウスクリーニングを行なうものとします。
3. 本物件は事業用に供することを目的とするものであり、居住の用にすることはできません。
4. 乙は本物件を頭書(2)の事業内容に従い使用する上で必要な模様替え、付属施設の設備等をする場合には、書面にて、あらかじめ甲の承諾を得たうえで、甲の指示に従い施工し、その費用は乙が負担するものとします。
5. 今後将来において消費税が増税になった場合は、税抜賃料に増税額分を加算した賃料に変更となるものとします。

リース契約書

契約番号	██████████
契約日	2023年4月28日

300628-000

賃借人(甲)

(住所) 鳥取県東伯郡湯梨浜町田後850

(氏名) 入江 誠

賃借人(乙)

(住所) 島根県松江市白潟本町63

(氏名) ごうぎんリース株式会社
代表取締役 杉原 伸治



連帯保証人

(住所)

(氏名)

連帯保証人

(住所)

(氏名)

上記の者は、裏面記載の契約約款に基づき下記のとおり契約し、この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙が各1通を保持します。

(表1) 契約明細

(1) 物件	デジタル複合機 物件の売主・物件名・型式・数量・設置場所については(表2)物件明細に記載			
(2) リース期間	物件借受証記載の借受日から48ヶ月			
(3) リース料・消費税等		税抜金額	消費税等	合計
	月額	12,700円	1,270円	13,970円
	総額	609,600円	60,960円	670,560円
(4) リース料支払日および支払方法	初回 物件借受証交付日後、甲の口座より自動振替 第2回以降 検取月の1ヵ月後より1ヵ月毎26日に甲の口座より自動振替			
(5) 前払リース料		税抜金額	消費税等	合計
	金額	*****円	*****円	*****円
	支払日 充当条件			
(6) 保険	動産総合保険 (ただし、地震、甲の故意または重大な過失、その他保険約款に定める 免責条項に起因する損害については、担保されません。) 被保険者：乙			
(7) 損害賠償金	規定損害金相当額			
(8) 規定損害金	基本金額 605,000円 第24ヶ月まで 10,313円 第25ヶ月以降 13,750円			
(9) 遅延損害金	年 14.50% (1年に満たない端数期間については、1年を365日とする日割計算とします。)			
(10) 再リース料		税抜金額	消費税等	合計
	金額	15,240円	1,524円	16,764円
(11) 再リース規定損害金	基本額： 上記再リース料 遞減月額： 基本額の12分の1			



(12) 特約	
---------	--

(表2) 物件明細

リース物件の内容	
(1) 売主	株式会社 モリックスジャパン 倉吉店
(2) 物件名・数量	デジタル複合機 1式
(3) 型式・製造者名	C3826F キヤノン株式会社
(4) 搬入・引渡・設置場所	鳥取県東伯郡湯梨浜町光吉236-1
以下余白	

お客様名	入江 誠				
担当者	倉吉支店 [REDACTED]				

〒 682-0713
 鳥取県東伯郡湯梨浜町
 光吉 2 3 6 - 1
 入江 誠
 (お客様番号 [REDACTED])

01 - 00240#

1 / 1 頁

2023 年 6 月 1 日

様

260

〒 690-8677
 島根県松江市白潟本町 6 3

ごうぎんリース株式会社
 倉吉支店
 担当者: [REDACTED]
 TEL : 0858-27-1178
 FAX : 0858-47-3000

ご請求一覧表

毎度お引立てに預かり厚く御礼申し上げます。
 この度は、ご契約いただき誠にありがとうございます。
 お支払額は下記のとおりですので、ご案内申し上げます。
 なお、約定日が休日の場合、お支払口座からの引落しは翌営業日となります。

契約番号	契約種類	契約期間 / 口座振替期間			お支払総額	609,600円
[REDACTED]	一般リース	2023/05/02 ~	2027/05/01	48ヶ月	消費税等	60,960円
		2023/05/12 ~	2027/04/26		合計	670,560円

お支払内容	お支払方法	お支払口座		代表物件名等
リース料	口座振替	金融機関	[REDACTED]	デジタル複合機
		口座番号	[REDACTED]	
		口座名義	*****	

回	約定日	お支払い金額 (円)			お支払後残高	回	約定日	お支払い金額 (円)			お支払後残高
		税抜	消費税等	合計				税抜	消費税等	合計	
1	2023/05/12	12,700	1,270	13,970	656,590	46	2027/02/26	12,700	1,270	13,970	27,940
2	2023/06/26	12,700	1,270	13,970	642,620	47	2027/03/26	12,700	1,270	13,970	13,970
3	2023/07/26	12,700	1,270	13,970	628,650	48	2027/04/26	12,700	1,270	13,970	0
4	2023/08/26	12,700	1,270	13,970	614,680						
5	2023/09/26	12,700	1,270	13,970	600,710						
6	2023/10/26	12,700	1,270	13,970	586,740						
7	2023/11/26	12,700	1,270	13,970	572,770						
8	2023/12/26	12,700	1,270	13,970	558,800						
9	2024/01/26	12,700	1,270	13,970	544,830						
10	2024/02/26	12,700	1,270	13,970	530,860						
11	2024/03/26	12,700	1,270	13,970	516,890						
12	2024/04/26	12,700	1,270	13,970	502,920						
13	2024/05/26	12,700	1,270	13,970	488,950						
14	2024/06/26	12,700	1,270	13,970	474,980						
15	2024/07/26	12,700	1,270	13,970	461,010						
16	2024/08/26	12,700	1,270	13,970	447,040						
17	2024/09/26	12,700	1,270	13,970	433,070						
18	2024/10/26	12,700	1,270	13,970	419,100						
19	2024/11/26	12,700	1,270	13,970	405,130						
20	2024/12/26	12,700	1,270	13,970	391,160						
21	2025/01/26	12,700	1,270	13,970	377,190						
22	2025/02/26	12,700	1,270	13,970	363,220						
23	2025/03/26	12,700	1,270	13,970	349,250						
24	2025/04/26	12,700	1,270	13,970	335,280						
25	2025/05/26	12,700	1,270	13,970	321,310						
26	2025/06/26	12,700	1,270	13,970	307,340						
27	2025/07/26	12,700	1,270	13,970	293,370						
28	2025/08/26	12,700	1,270	13,970	279,400						
29	2025/09/26	12,700	1,270	13,970	265,430						
30	2025/10/26	12,700	1,270	13,970	251,460						
31	2025/11/26	12,700	1,270	13,970	237,490						
32	2025/12/26	12,700	1,270	13,970	223,520						
33	2026/01/26	12,700	1,270	13,970	209,550						
34	2026/02/26	12,700	1,270	13,970	195,580						
35	2026/03/26	12,700	1,270	13,970	181,610						
36	2026/04/26	12,700	1,270	13,970	167,640						
37	2026/05/26	12,700	1,270	13,970	153,670						
38	2026/06/26	12,700	1,270	13,970	139,700						
39	2026/07/26	12,700	1,270	13,970	125,730						
40	2026/08/26	12,700	1,270	13,970	111,760						
41	2026/09/26	12,700	1,270	13,970	97,790						
42	2026/10/26	12,700	1,270	13,970	83,820						
43	2026/11/26	12,700	1,270	13,970	69,850						
44	2026/12/26	12,700	1,270	13,970	55,880						
45	2027/01/26	12,700	1,270	13,970	41,910						

4-1

領 収 証

入江 誠

様 No.

★

7100000-

住

光吉236-1 事務所5月分家賃として

令和5年 4月 30日 上記正に領収いたしました

内 訳

収 入	金額(税抜・税込)	
出 紙	消費税等	
	金額(税抜・税込)	
	消費税等	



2000

領収書

2023年 1月 25日

No. 00688

入江 誠 様

★ ¥55,000-



但し、日本海政経懇話会会費代金として。

月日	摘要	数量	単価	金額
	令和5年会費			50,000
(備考) 再発行			小計	50,000
			消費税(10%)	5,000
			合計	55,000

上記金額正に領収致しました。

株式会社 新日本海新聞 株

【本 社】 〒680-8688 鳥取市富安2丁目197番地

【中部本社】 〒682-8505 倉吉市上井原1丁目番地

【西部本社】 〒683-8520 米子市両三木500番地

担当者:

電 話: 0858-26-8300

F A X: 0858-26-8310

担当印

キャッシュサービスご利用明細

いつも [] をご利用いただきましてありがとうございます。

年月日	取扱店	機番	取引銀行	取引店	口座番号	お取引内容						
050529	0151	072	[]	[]	*****	お振込						
受付通番	万円	五千円	二千円	千円	500	100	50	10	5	1	お取引金額	印紙税申告納
1375											¥100,000	付につき鳥取
時刻	センター通番	ご利用手数料	おつり		お取引後残高							
12:07	005637				[]		■ 印紙税申告済					

ご案内

[]

振込番号 001

イイ マト 様から
電話番号0858-35-3650

ただいまのご利用明細は上記のとおりでございます。どうぞお確かめください。また裏面「ご案内」もあわせてご覧ください。

キャッシュサービスご利用明細

いつも [] をご利用いただきましてありがとうございます。

年月日	取扱店	機番	取引銀行	取引店	口座番号	お取引内容						
050529	0151	072	[]	[]	*****	お振込						
受付通番	万円	五千円	二千円	千円	500	100	50	10	5	1	お取引金額	印紙税申告納
1379											¥29,904	付につき鳥取
時刻	センター通番	ご利用手数料	おつり		お取引後残高							
12:08	005642				[]		■ 印紙税申告済					

ご案内

[]

振込番号 002

イイ マト 様から
電話番号0858-35-3650

ただいまのご利用明細は上記のとおりでございます。どうぞお確かめください。また裏面「ご案内」もあわせてご覧ください。

5-6

使用水量・料金等のお知らせ

大字光吉236-1

入江 誠 様

お客様番号 [REDACTED]			
	メータ番号	口径	用途
上水	[REDACTED]	13mm	営業用
下水			
検針員 [REDACTED]			

令和05年05月分（令和05年度）
検針日 令和05年05月14日

(上水) 今回指針	114	m ³
前回指針(-)	113	m ³
旧メータ使用量(+)		m ³
使用水量	1	m ³
(下水) 今回指針		m ³
※井戸等 前回指針(-)		m ³
旧メータ使用量(+)		m ³
排水量	1	m ³
水道料金	880	円
下水道使用料	1,675	円
請求予定金額	2,555	円

振替予定日 令和05年05月31日

お問い合わせは建設水道課までお願いします

令和05年04月分 口座振替済のお知らせ	
令和5年3月使用分	
水道料金	880円
下水道使用料	1,675円
振替済額	2,555円
金融機関	*****-**-*****
振替日	令和05年05月01日

※ このお知らせでは、料金のお支払いはできません。
(裏面もご覧ください)

8-7

Receipt

領収書

006799

令和 5 年 5 月 17 日

県議会議員 入江 誠 様

金額 ￥ 46,200 -

印紙

但し 名 利 代 として -

上記の金額を正に領収いたしました

現金	✓
小切手	
手形	
振込	
相殺	

山本印刷株式会社

〒682-0035 鳥取県倉吉市広栄町971-2
TEL 0858-47-0088 FAX 0858-47-0123

扱者印



6-1

102702

領 収 書 No. _____

入 江 誠 様

¥ 14,000 -

但 収入証紙代 (~~2,000~~) として
収入印紙代 (14,000) として

上記のとおり領収しました
領収書の再発行は致しません

令和 5 年 6 月 6 日

倉吉食品衛生協会長



6-2



申請手続完了まで保管して
下さい。「控1」の記載が
あるものを県に提出して下さい。

2023年 6月 6日 (火) 10時 3分

人 数	1人	
一般旅券	10年	2,000
2100060102008		
<小計>		¥2,000
<合計>		¥2,000
iD	03	¥2,000

1 担当者

伝票NO: 004840 SEQNO: 00004874

T-00002-02

6-5

領 収 証

No. _____

入江 誠 様

R5年6月17日

★ ¥ 3,000-

但 令和5年度年会費
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

鳥取県防衛協会中部青年部会

会長 山崎 幸男

防衛協会とは

目的:

鳥取県民は広くは国民と自衛隊との善意に基づく相互理解と親睦とを図り、防衛思想の普及並びに自衛隊の健全な発展に寄与する事を目的とする

事業:

(1) 防衛に関する認識を高揚する事業

講演会、映画会、音楽会、研究会、部隊生活の体験、部隊見学、パンフレットの配布

(2) 所在部隊首脳との懇親

(3) 隊員の福祉、厚生並びに退職者の就職援護に協力

(4) 災害又は委託工事派遣隊員の慰問激励

(5) 会員相互の親睦を図る事業

(6) その他本会の目的達成に必要な事項

具体的事業例

協力事業 第8普通科連隊 新隊員入隊式

協力事業 護衛艦 鳥取港入港歓迎式 体験航海

協力事業 美保基地航空

協力事業 艦上レセプション

研修 部隊研修(海上自衛隊舞鶴地方総監部)

協力事業 米子駐屯地記念日行事

事業 音楽隊演奏会

事業 自衛隊入隊予定者激励会

研修 富士総合火力演習

事業 防衛懇談会

研修 境港 艦艇 12 隻(イージス艦) 体験搭乗

研修 美保基地 C1 ジェット 体験飛行

基地内見学

研修 鳥取空港 HS2Bヘリコプター 体験飛行

研修 鳥取空港 ヘリコプター 体験飛行

6-9

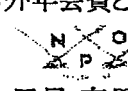

令和5年 6月27日

領 収 証

入江 誠 様

¥12,000.-

令和5年度 サカズキネット年会費として

特定非営利活動法人  
 サカズキネット 理事長 里見 泰男

6-10


電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行 郵便局でお支払いの場合は、左側の数字をお出しくなさい。上記以外でお支払いの場合は切り取り印を付してください。

ご請求先氏名
入江 誠後援会事務
所 様

お客様番号
[REDACTED]

2023年 6月ご請求分
金額(円)
¥5,976-

受取人
NTTファイナンス株式会社 

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 印
363613
23.6.27
ローソク亭
青谷町店

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

特定非営利活動法人サカズキネット定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人サカズキネットという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県倉吉市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域社会に対して自然保護、環境、社会資本整備等豊かなまちづくりを啓蒙し、提言し、地域の人々に対し、未来指向のライフスタイル実現を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進をはかる活動。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。但し、収益事業から生じた収益は本会が行う特定非営利活動に係る事業に充てなければならない。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①まちづくりに関する講演会、フォーラム及びイベントの企画開催事業
- ②まちづくりに関する行政機関に対する提言、意見交換等を行うこと
- ③まちづくりに関するプランの作成とその受託
- ④同上に関する広報、実施の請負と監理
- ⑤その他本会の目的を達成するために必要な事業

(2) 収益事業

- ①チャリティ、イベントの実施事業
- ②寄付された物品等の販売事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の1種とし、会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 会員 この法人の目的に賛同して入会した個人。

(入会)

第7条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 会員は会の目的及び会の行う事業に賛同し、会の活動に貢献して来た者で、かつ積極的に活動出来る者であること。
- 2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員は次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき;

(拠出金の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事8人以上13人以下
- (2) 監事2人

- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、欠員が生じた場合は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局員その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事からの招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって、決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数

を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、定款で定めるものの他、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるものの他、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、県に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、日本海新聞に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 前田六仁
副理事長 牧野光照
同 道祖尾孝康

理事 本谷篤
同 豊田幸弘
同 清水雅文
同 伊藤美都夫
同 里見泰男
同 西谷昭良

監事 伊藤正三
同 清水俊男

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から16年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から15年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金10,000円
 - (2) 年会費12,000円

請求書

鳥取県議会議員 入江 誠 様

請求金額 1,500円

品名	令和5年度 鳥取県教育関係職員録
数量	1冊
単価(税込)	1,500円
金額	1,500円

上記のとおり請求します。

令和5年6月30日

鳥取市東町一丁目271番地
鳥取県教育委員会事務局内
一般財団法人
鳥取県教育関係職員互助会
理事長 足羽 英樹



領収書

6-11

鳥取県議会議員 入江 誠 様

領収金額 1,500円

品名	令和5年度 鳥取県教育関係職員録
数量	1冊
単価(税込)	1,500円
金額	1,500円

上記のとおり領収しました。

鳥取市東町一丁目271番地
鳥取県教育委員会事務局内
一般財団法人鳥取県教育関係職員互助会

領収日付印



▲ ▲

使用水量・料金等のお知らせ

大字光吉236-1

入江 誠

様

お客様番号

	メータ番号	口径	用途
上水		13mm	営業用
下水			

検針員

令和05年06月分(令和05年度)

検針日 令和05年06月08日

[上水] 今回指針	115	m ³
前回指針(-)	114	m ³
旧メータ使用量(+)		m ³
使用水量	1	m³
[下水] 今回指針		m ³
※井戸等 前回指針(-)		m ³
旧メータ使用量(+)		m ³
排水量	1	m³
水道料金	880	円
下水道使用料	1,675	円
請求予定金額	2,555	円

振替予定日 令和05年06月30日

お問い合わせは建設水道課までお願いします

令和05年05月分 口座振替済のお知らせ	
令和5年4月使用分	
水道料金	880円
下水道使用料	1,675円
振替済額	2,555円
金融機関	*****-*****
振替日	令和05年05月31日

※ このお知らせでは、料金のお支払いはできません。
(裏面もご覧ください)

請求書

入江誠事務所 御中

No 3013

請求日 2023年06月09日

下記のとおり、御請求申し上げます。

件名 デSKTOPパソコン
振込先 倉吉信用金庫 本店営業部 普通 0193008
カ) アピオン
山陰合同銀行 倉吉支店 普通 2650663
カ) アピオン
鳥取銀行 倉吉支店 普通 2889371 カ) アピオン

株式会社アピオン
代表取締役 山本庄英
〒682-0023
鳥取県倉吉市山根540-6
パープルビルII 1F
TEL: 0858-26-7272
担当 [REDACTED]
登録番号: T6270001004959



合計金額 55,000 円 (税込)

摘要	数量	単位	単価	金額
dell デSKTOPPC	1	台	30,000	30,000
ディスプレイ	1	台	13,000	13,000
Wifi子機	1	個	7,000	7,000

税率別内訳 税抜金額 消費税 税込金額
10%対象 50,000 5,000 55,000

小計 50,000
消費税 5,000
合計 55,000

領収証

入江誠事務所 様

No. _____

★ ¥ 55,000 -

但 デSKTOPパソコン

2023年 7月 7日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜税込)
金額(税抜税込)		
消費税額等	%	
金額(税抜税込)		
消費税額等	%	

鳥取県倉吉市山根540-6
パープルビルII 1F
株式会社アピオン
代表取締役 山本庄英



7-2①	リムジンバス	950円
7-2②	自転車リース	2,000円
7-2③	ジャンボタクシー+有料道路使用	11,154円
7-2④	航空・JR券、宿泊費(7/4,7/5)	188,890円
7-2⑤	タクシー料金+土産代金袋代込み	2,011円

合計 205,005円

7-2①

リムジンバス

950円

領収書

秋田中央交通株式会社

2023年 7月 6日(木) 07:59 001号機

大人 秋田駅市内 @950×1枚

合計 950円

お預り 1,000円

おつり 50円

バス乗車代金として
上記金額を領収いたしました

7-2②

自転車リース

2,000円

領収証

入江 誠

サイクル工房 自転車修理

様 No. _____

★ ¥2,000-
但 2,000

2023年 7月 5日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等

秋田中央交通



収入
印紙

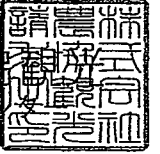
ココヨ ウケ-1097

請求書

請求書No. 230608-0037-0008

発行日 2023年07月12日

71907000000



株式会社農協

鳥取エリアセンター

〒680-0834

鳥取市永楽温泉町214

TEL:0000-00-0000

鳥取県議会 青森秋田視察調査団 様

この度も、弊社をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
2023年6月30日ご利用代金といたしまして、次の通りご請求申し上げます。
つきましては、2023年7月20日までにお振り込みください。
尚、振込手数料は、お客様にてご負担願います。

請求金額 ¥78,080 -

7-2 (3)
11,154 円

ご請求内容

合計	¥78,080 -
予納金	¥0 -
差引ご請求額	¥78,080 -

お振込先

鳥取県信用農業協同組合連合会 本所
普通 No.1025336
株式会社農協観光

お振込いただく際は、
お手数ですが依頼人名の前に下記の数字を入力いただけますようお願いいたします。

振込依頼書記載の数字：00370008

お問合せ

鳥取エリアセンター
担当者： [Redacted]

按分 ¥78,080

嶋 11155 左記金額で
松田 11155 計上して下2v
鹿島 11154
守田 11154
栗田 11154
入江 11154 ✓
尾田 11154



請求明細書

鳥取県議会 青森秋田視察調査団 様

請求書No. 230608-0037-0008

発行日 2023年07月12日

7190700000

株式会社農協



品名	数量	単価	金額	備考
ジャンボタクシー 有料道路	77,000 1,080			秋田中央トランスポート 実費
				7-2 ③ 11,154円
合計			78,080	
予納金			0	

お問合せ

鳥取エリアセンター

担当者: [Redacted]

TEL: 0000-00-0000 FAX: 0857-26-0652



請求書

請求書No. 230608-0037-0005
発行日 2023年07月12日
71907000000

入江 誠 様

株式会社 農協観光

鳥取エリアセンター

〒680-0834

鳥取市永楽温泉町214

TEL:0000-00-0000



この度も、弊社をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
2023年6月30日ご利用代金といたしまして、次の通りご請求申し上げます。
つきましては、2023年7月20日までに振り込みください。
尚、振込手数料は、お客様にてご負担願います。

7-2 (4)

189,020

△ 900 (宿泊費)

188,120

振込手数料 770

計 188,890

請求金額

¥189,020 -

ご請求内容

合計 ¥189,020 -

予納金 ¥0 -

差引ご請求額 ¥189,020 -

お振込先

鳥取県信用農業協同組合連合会 本所

普通 No.1025336

株式会社農協観光

お振込いただく際は、
お手数ですが依頼人名の前に下記の数字を入力いただけますようお願いいたします。

振込依頼書記載の数字 : 00370005

お問合せ

鳥取エリアセンター

担当者: [REDACTED]

請求明細書

入江 誠 様

7-2 (4)

26700 円

請求書No. 230608-0037-0005

発行日 2023年07月12日

71907000000

株式会社農協



品名	金額	備考
航空券	103,610	7/3 鳥取発
航空券	37,000	7/3 羽田発
JR券	8,810	はやぶさ32号、こまち27号
宿泊費	11,000	7/3泊
宿泊費	13,750	7/4泊 > 13300x2
宿泊費	13,750	7/5泊 > 450x2
取扱手数料	1,100	
		26.600
		900
合計	189,020	
予納金	0	

お問合せ

鳥取エリアセンター

担当者: [REDACTED]

TEL: 0000-00-0000 FAX: 0857-26-0652



政務活動費充当分按分表(R5.7.3~7.6県外調査)

項目	中島規夫	松田正	鹿島功	安田由毅	東田義博	入江誠	鳥羽喜一	合計
タクシー料金 8,380円 (青森空港-青森駅) 支払先: 成長タクシー(株)	1,397	0	1,397	1,397	1,397	1,396	1,396	8,380
7/5ジャンボタクシー料金 78,080円 支払先: (株)農協観光	11,155	11,155	11,154	11,154	11,154	11,154	11,154	78,080
土産代金 9,504円(8個)の内3個分 $9,504 \times 3/8 = 3,564$ 大潟村議会議長丹野敏彦様 × 1 大潟村教育長北林強様 × 1 男鹿市長菅原広二様 × 1 支払先: 食のみやこ鳥取わったいな	509	509	509	509	509	509	510	3,564
土産のレジ袋代(9個)・送料(8個分) 1,977円の内3個分 $27 \times 3/9 + 1950 \times 3/8 = 740$ 支払先: 食のみやこ鳥取わったいな	106	106	106	106	106	105	105	740
合計	13,167	11,770	13,166	13,166	13,166	13,164	13,165	90,764

政務活動費充当分表

項目	中島規夫	松田正	鹿島功	安田由毅	東田義博	入江誠	鳥羽喜一	合計
タクシー料金 8,380円 (青森空港→青森駅) 支払先：成長タクシー(株)	1,397	0	1,397	1,397	1,397	1,396	1,396	8,380
土産代金 3,564円 大潟村議会議長丹野敏彦様×1 大潟村教育長北林強様×1 男鹿市長菅原広二様×1 品代 @1181×3 = 3,564円 支払先：食のみやご鳥取わったいな	509	509	509	509	509	509	510	3,564
送料・袋代1,977円 計8個分・内3個分按分=741円 支払先：食のみやご鳥取わったいな	106	106	106	106	106	106	105	741
合計	2,012	615	2,012	2,012	2,012	2,011	2,011	12,685

7-2 (5)

個人負担分	中島規夫	松田正	鹿島功	安田由毅	東田義博	入江誠	鳥羽喜一	合計
土産代金 7,128円 富樫代議士×1 造藤参議院議員×1 秋田県連×4 @1,181×6 = 7,086円	1,013	1,013	1,012	1,012	1,012	1,012	1,012	7,086
送料 1,236円 (政務活動費充当以外)	176	176	177	177	176	177	177	1,236
タクシー代 3,920円 秋田駅→濱之家往復	560	560	560	560	560	560	560	3,920
事務局土産代金 777円	111	111	111	111	111	111	111	777
合計	1,860	1,860	1,860	1,860	1,859	1,860	1,860	13,019

個人別支払額 (安田まで)

中島規夫	松田正	鹿島功	安田由毅	東田義博	入江誠	鳥羽喜一	合計
2,012	615	2,012	2,012	2,012	2,011	2,011	12,685
1,860	1,860	1,860	1,860	1,859	1,860	1,860	13,019
3,872	2,475	3,872	3,872	3,871	3,871	3,871	25,704

7-4

領収書

入江 誠 様

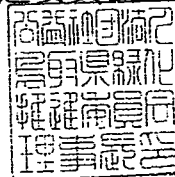
金 10,000円也

但し、令和5年度公益社団法人鳥取県緑化推進委員会
会費として、上記正に領収しました。

令和5年7月21日

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会

理事長 浜崎 晋一



定 款

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人鳥取県緑化推進委員会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって支部を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、森林の整備及び緑化の推進を図り、もって豊かな県土の発展に寄与するとともに、緑化に係る国際協力にも寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 緑の募金（緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号）第2条第2項の緑の募金をいう。以下同じ。）の推進及び緑の募金による寄附金の管理に関すること。
- (2) 緑の募金による森林の整備、緑化の推進並びにこれらに係る国際協力（以下「森林整備等」という。）を行うものに対する交付金の交付、森林整備等の実施並びに森林整備等に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 森林整備等に関する情報又は資料の収集及び提供に関すること。
- (4) 緑化の普及啓発及び広報活動に関すること。
- (5) 緑化活動に関すること。
- (6) 公益社団法人国土緑化推進機構の行う「緑と水の森林ファンド事業」に関すること。
- (7) 国民参加の森林づくりの推進に関すること。
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会 員

(法人の構成)

第5条 この法人の会員は、次に掲げる3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 この法人に功労のあったもの又は学識経験者（個人又は団体）で総会において承認されたもの。

（会員の資格の取得）

第6条 この法人の会員（特別会員を除く）になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出することによって申込みをし、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により入会の承認をしたときは、理事長は、会員名簿に所要事項を記載するとともに、申込者にその旨通知するものとする。入会を拒否したときは、理事長は申込者にその旨通知する。
- 3 理事長の推薦を受け、総会で特別会員として承認された者があるときは、理事長は会員名簿に所要事項を記載するとともに、その者にこの法人の特別会員として推戴する旨を通知する。

（経費の負担）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は毎年、総会において別に定める会費を払う義務を負う。ただし、特別会員は除く。

- 2 既納の会費は返還しない。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員の資格喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 常勤の理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 第39条に定める借入の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度2月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、出席した正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人による議決権を行使することが出来る。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその総会において選任された2人以上の議事録署名人が、署名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、2名を副理事長とする。

3 理事長、副理事長以外の理事のうち1名の常務理事を置くことができる。

4 前2項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、正会員（法人その他団体にあつては、その役職員）の中から

総会の決議によって選任する。ただし、理事5名以内及び監事1名は、正会員（法人その他団体にあつては、その役職員）以外から選任することができる。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員要件）

第22条 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらのものに準ずる者として当該理事と公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第5条で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長、副理事長は、法令及びこの定款並びに理事会で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で年2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第24条 監事は、理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、押印する。

第7章 緑の募金等に係る運営協議会

(運営協議会の設置)

第33条 この法人に、毎事業年度の緑の募金及び緑と水の森林ファンド（以下「緑の募

金等」という。)に関する事業の事業計画、収支予算、事業報告、収支決算その他緑の募金の運営に関する重要事項を、この法人の諮問に応じて、調査審議する機関として運営協議会を置く。

(運営協議会の組織)

第34条 運営協議会は、委員10人以上15人以内で組織する。

- 2 運営協議会の委員は、森林整備等に関する学識経験を有する者のうちから、鳥取県知事の認可を受けて理事長が任命し、その任期は2年とする。
- 3 補欠又は増員により就任した運営協議会の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 運営協議会の委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(運営協議会会長)

第35条 運営協議会に会長を置き、運営協議会の委員の互選によりこれを定める。

- 2 運営協議会の会長(以下この条において「会長」という。)は、運営協議会の会務を総理する。
- 3 運営協議会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(委任)

第36条 この章に規定するもののほか、運営協議会の運営について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第8章 専門委員会

(専門委員会)

第37条 理事長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の決議を得て、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、理事会の決議を得て、理事長が委嘱する。
- 3 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第9章 資産及び会計

(基本財産)

第38条 次の各号の財産は、この法人の基本財産とする。

- (1) 寄付者から基本財産に繰り入れることを指定された財産
- (2) 理事会の決議により基本財産に繰り入れることとされた財産

2 前項の財産は、理事長がこの法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を必要とする。

(長期借入金)

第39条 この法人が借入をする場合には、当該事業年度内にその全額を返済することが予定されている場合を除き、総会の決議を要する。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、緑の募金にかかる部分については運営協議会の意見を聴いた後、理事会の承認を得て、その事業年度開始の日の前日までに鳥取県知事に提出しなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、緑の募金に係る部分については運営協議会の意見を聴いた後、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の種類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するもの

とする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 常勤の理事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。この場合において、緑の募金に係る部分については、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(解散)

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告)

第48条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、鳥取県内において発行する日本海新聞に掲載する方法による。

第12章 事務局

(設置等)

第49条 この法人に事務局を置き、職員の任免は理事長が行う。

- 2 事務局の組織、運営及び内部管理等に必要な規則は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

第13章 補則

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106号第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は伊藤美都夫、副理事長は西山信一、森下洋一とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106号第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

領 収 書

一金 3,000 円也

令和5年度青少年育成鳥取県民会議会費として、上記正に
領収いたしました。

鳥取県議会議員

入江 誠 様

令和5年7月21日

青少年育成鳥取県民会議

会長 山本 仁志

青少年育成鳥取県民会議規約

(昭和41年9月20日制定)
(平成19年6月29日改正)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会議は、青少年育成鳥取県民会議と称する。

(事務局)

第2条 この会議の事務所は、鳥取市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この会議は、青少年問題のもつ重要性にかんがみ、広く県民の総意を結集し、県の施策に呼応して、次代の日本をになう青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この会議は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 青少年がその誇りと責任についての自覚を高めるための諸活動
- (2) 健全な青少年団体及びグループの育成を図り、すべての青少年がこれに参加することを奨励するための諸活動
- (3) 勤労青少年の教育、福祉対策を進め、その生活条件等の改善を促進するための諸活動
- (4) 体育及びレクリエーションを奨励するための諸活動
- (5) 健全育成組織、施設の整備を促進するための諸活動
- (6) 家庭教育、学校教育、社会教育等の緊密な連携をはかるための諸活動
- (7) 家庭の健全化を図るための諸活動
- (8) 青少年の非行防止のための諸活動
- (9) 社会環境の浄化を図るための諸活動
- (10) その他この会議の目的を達成するために必要な事業

第3章 組織及び機関

(組 織)

第5条 この会議は、この会議の趣旨に賛同する個人及び団体（以下「会員」という。）をもって構成する。

(機 関)

第6条 この会議に、次の機関を置く。

- (1) 総 会
 - (2) 委員会
- (総 会)

第7条 総会は、この会議の最高の決議機関であって、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回以上会長が招集し、次の事項を決議する。
 - (1) 事業計画及び予算
 - (2) 事業報告及び決算
 - (3) その他総会が必要と認めた事項

(委員会)

第8条 委員会は、この会議の業務を掌理する機関であって、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 委員会に、委員長を置き、会長をもってこれにあてる。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 委員会は、委員長が招集する。
- 6 その他委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

(常任委員会)

第9条 委員会に、常任委員会を置く。

- 2 常任委員会は、次の各号の業務を行う機関であって、常任委員長、副常任委員長及び常任委員をもって構成する。
 - (1) 委員会において審議する議案について協議すること。
 - (2) この会議の運営に関する重要案件について協議すること。
 - (3) この会議の業務運営に関する事項等について協議すること。
 - (4) その他必要な業務を行うこと。
- 3 常任委員は、委員の中から、会長が指名する。
- 4 常任委員会に常任委員長を置き、会長をもってこれにあてる。
- 5 常任委員会に副常任委員長を置き、常任委員長が指名する。
- 6 副常任委員長は、常任委員長を補佐し、常任委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 7 常任委員会は、常任委員長が招集する。

8 その他常任委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

(部 会)

第10条 委員会は、必要に応じ部会を置く。

2 部会に部会長及び副部会長を置く。

3 部会長及び副部会長は、委員のうちから、委員長が指名する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 その他部会に関し必要な事項は、会長が定める。

(表 決)

第11条 総会及び委員会は、出席者の過半数の賛同を得て議決する。可否同数のときは、会長又は委員長の決するところによる。

第4章 役員及び職員

(役 員)

第12条 この会議に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 3名以内

(3) 委 員 35名以内

(4) 監 事 2名

(役員職務)

第13条 会長は、この会議の業務を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 委員は、第8条に定めるところにより、その職務を行う。

4 監事は、会計及び会務執行の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員選任)

第14条 委員及び監事は、総会において選任する。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 副会長は、委員の中から、会長が指名する。

(顧問・参与)

第15条 本会に顧問及び参与各若干名を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務について意見を述べ必要により助言することができる。

4 参与は、会務の運営に参与する。

5 顧問及び参与は、委員会、常任委員会又は部会に出席して意見をのべることができる。

(役員任期等)

第16条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員及び監事に欠員が生じた場合は、委員会がこれを選任し、次の総会の承認を求めるものとする。

3 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

(事務局)

第17条 この会議の日常の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の職員は、会長が任命する。

3 事務局の職員に関し必要な事項は、細則で定める。

第5章 会 計

(会計年度)

第18条 この会議の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経 費)

第19条 この会議に要する経費は、会費および寄附金、助成金等をもってあてる。

第6章 規約の改正ならびに解散

(規約の改正)

第20条 この規約は、総会において、出席者の4分の3以上の同意を得て改正することができる。

(解 散)

第21条 この会議は総会において、会員の2分の1以上が出席し、出席者の4分の3以上の同意を得て解散することができる。

第7章 補 則

(施行細則)

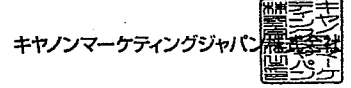
第22条 この規約の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成19年6月29日から施行する。



2023年06月30日



ご請求書 (お引落のお知らせ)

入江誠事務所 御中

いつも格別のお引立てを賜り誠に有難うございます。
下記の通りご請求申し上げます。

お支払方法：ご指定口座より振替させていただきます。
お引落日：2023年07月24日
お引落口座：[REDACTED]

お客様番号：[REDACTED]
請求書No.：74508422
締日：2023年06月分
ご請求額 (税込)：¥4,670-

契約書No.	設置先名	入江誠事務所	シリアルNo.	請求期間	2023/05/01~2023/06/30	伝票No.	KE000125948261
製品名	IR-ADVC3826F			今回値	前回値	控除数	ご使用数
	1	カラーコピー		20	20	0	0
	2	カラープリント		271	20	2	249
	3	ブラック		665	30	6	629
品名	カウンター保守料金						
	1	カラーコピー				1 ~	0
	2	カラープリント				1 ~	249
	3	ブラック				1 ~	629
							数量・月数
							単価
							金額
							0
							12.00
							2,988
							1,258
							(ミニマム 100部/月含む)
							<各種サービス料金合計>
							料金合計 (税抜)
							(10%対象)
							消費税等
							ご請求額合計
							4,246
							4,246
							424)
							4,670

#...非課税または免税 / *...軽減税率対象品目 / X...全額ご入金済 / L...一部ご入金済

No.A-5

領 収 書

令和 5 年 7 月 28 日

〒680-8570
 鳥取県鳥取市東町1丁目220
 鳥取県議会事務局
 入江 誠 様

〒680-8570
 鳥取市東町 1-271
 鳥取県町村会
 会長 吉 田 英 人
 Tel:0857-26-8355



下記、正に領収いたしました。

商品名	数量	単位	単価 (税込)	金額 (税込)	備考
令和5年度版鳥取県町村職員録	1	冊	900	900	
				合計 (税込)	¥ 900
				課税対象額	819
				消費税 (10%分)	81

キャッシュサービスご利用明細

いつも [] をご利用いただきましてありがとうございます。

年月日	取扱店	機番	取引銀行	取引店	口座番号	お取引内容
050731	[]	072	[]	[]	*****	お振込
受付通貨	万円	五千円	二千円	千円	500	100
1952					50	10
時刻	センター通番	ご利用手数料	おつり	お取引後残高		
09:25	002026			[]		

こ
案
内
[]
振込番号 001
IYI マコト 様から
電話番号0858-35-3650

ただいまのご利用明細は上記のとおりでございます。どうぞお確かめください。また裏面「ご案内」もあわせてご覧ください。

7-10

請求書 2023年 7月 27日

No. _____

入江 誠 様

下記のとおり御請求申し上げます 登録番号

税込合計金額 ￥ 30,217 消費税額等 10%

月日	品名	数量	単価	金額(税抜・税込)	税率	摘要
7/27	7月分電気代	737	41	30,217	10%	
2					%	
3						

7-10

キャッシュサービスご利用明細

いつも _____ をご利用いただきましてありがとうございます。

年月日	取扱店	機番	取引銀行	取引店	口座番号	お取引内容
050731	_____	072	_____	_____	*****	お振込
受付通番	万円	千円	百円	50	10	5
1956						
時刻	センター通番	ご利用手数料	おつり		お取引後残高	
09:26	002031				_____	

ご案内

振込番号 002

伊江 マコト 様から
電話番号0858-35-3650

ただいまのご利用明細は上記のとおりでございます。どうぞお確かめください。また裏面「ご案内」もあわせてご覧ください。

7-11

請求書 (西日本ご利用分)

682-0713
東伯郡湯梨浜町大字光吉236-1

郵便区内特別

入江 誠後援会事務所 様



023072101052142331

00517

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限まで

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)
0858-35-5600	2023年 7月ご請求分

お 知

[NTTファイナンスからのお知らせ]

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本ご請求額

(合計)

5,
5,

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ***

フレッツ光の割引サービス (光ももっとも割、Web光ももっとも割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
入江 誠後援会事務所 様

お客様番号

2023年 7月ご請求分

金額(円)

¥5,726-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)

0800-3335550

領取日附印

検収①
99830
23.7.31
ローン営業
下古川店
収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行日 2023年 7月20日発行

会社 差出: NTTファイナンス (株)

東京都港区港南1-2-70

トセ先 0800-3335550 (無料)

【先]

〒0 広島市中区袋町6-11

〒36 NTT袋町ビル3F

コード M30021211001 00517 00502 00 K

61 000006 1 0

23070401K

願います。(1 / 2ページ)

額 T)	お支払期限 (DUE DATE)
726円	2023年 8月 7日 (月)

は、「ご請求内訳」をご覧ください。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

7-12

▲ ▲
使用水量・料金等のお知らせ

大字光吉236-1
入江 誠 様

お客様番号			
	メータ番号	口径	用途
上水		13mm	営業用
下水			
検針員			

令和05年07月分(令和05年度)
検針日 令和05年07月11日

[上水] 今回指針	115	m ³
前回指針(-)	115	m ³
旧メータ使用量(+)		m ³
使用水量	0	m ³
[下水] 今回指針		m ³
*井戸等 前回指針(-)		m ³
旧メータ使用量(+)		m ³
排水量	0	m ³
水道料金	880	円
下水道使用料	1,675	円
請求予定金額	2,555	円

振替予定日 令和05年07月31日

お問い合わせは建設水道課までお願いします

令和05年06月分 口座振替済のお知らせ	
令和 5年 5月使用分	
水道料金	880円
下水道使用料	1,675円
振替済額	2,555円
金融機関	*****-**-*****
振替日	令和05年06月30日

※ このお知らせでは、料金のお支払いはできません。
(裏面もご覧ください)

令和5年度モンゴル渡航経費

項目	単価	人	金額	支払状況	内田博 議員	東田 議員	入江 議員	河上 議員	議員	議員
国際航空券代 (7/24 成田→ウランバートル) (7/28 ウランバートル→成田)	125,860	4	503,440	立替済 1回目	0	125,860	125,860	125,860	125,860	503,440
日本国内航空券代 (7/24 鳥取→羽田) (7/28 羽田→鳥取)	43,640	3	130,920	立替済 2回目	0	43,640	43,640	0	43,640	130,920
日本国内航空券代 (7/24 米子→羽田) (7/28 羽田→米子)	45,140	1	45,140	立替済 2回目	0	0	0	45,140	0	45,140
国際航空券代 (7/25 成田→ウランバートル) (7/28 ウランバートル→成田)	125,860	1	125,860	立替済 1回目	125,860	0	0	0	0	125,860
日本国内航空券代 (7/28 羽田→米子)	22,570	1	22,570	立替済 2回目	22,570	0	0	0	0	22,570
日本国内航空券代 取消 (7/28 羽田→米子)	22,130	1	22,130	精算 返戻	22,130	0	0	0	0	22,130
リムジンバス代 (7/24 羽田→成田)	3,200	4	12,800	立替済 2回目	0	3,200	3,200	3,200	3,200	12,800
リムジンバス代 (7/28 成田→羽田)	3,200	5	16,000	立替済 2回目	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	16,000
宿泊代 (7/24 ケンピンスキー)	22,800	4	91,200	立替済 2回目	0	22,800	22,800	22,800	22,800	91,200
宿泊代 (7/25 ゲルホテル)	10,000	4	40,000	立替済 2回目	0	10,000	10,000	10,000	10,000	40,000
宿泊代 (7/26 ケンピンスキー)	22,800	5	114,000	立替済 2回目	22,800	22,800	22,800	22,800	22,800	114,000
宿泊代 (7/27 ケンピンスキー)	22,800	5	114,000	立替済 2回目	22,800	22,800	22,800	22,800	22,800	114,000
現地車両代 (7/24-7/28)	225,000	1	225,000	立替済 2回目	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	225,000
現地通訳代 (7/24-7/28)	20,000	1	20,000	立替済 2回目	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	20,000
夕食代 (7/26 シャングリラ)	6,000	5	30,000	立替済 2回目	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	30,000
Wi-Fi ルーター賃借料 (7/24-7/28)	12,500	1	12,500	立替済 2回目	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	12,500
			1,481,300		232,600	311,800	311,800	313,300	311,800	1,481,300

7月分議員報酬引去 (立替①)	125,860	125,860	125,860	125,860	125,860	629,300
8月分議員報酬引去 (立替②)	128,870	185,940	185,940	187,440	185,940	874,130
8/30精算返戻	-22,130	0	0	0	0	-22,130
計	232,600	311,800	311,800	313,300	311,800	1,481,300

△6000
179940

領 収 証

№058697

鳥取県議会 様

令和 5年 8月 29日



但し モンゴル渡舟之替として
上記の金額正に領収いたしました



株式会社 新日本観光センター

本社 〒680-0033
鳥取市二階町3丁目206-3
TEL (0857) (代) 24-4175
倉吉営業所・米子営業所



総額領収証に引換

領 収 証

№ 058601

鳥取県議会 様

令和 5 年 6 月 21 日

¥ 629,300

収 入

印 紙

但し 国際航空券代とい

上記の金額正に領収いたしました

株式会社 新日本観光セ
本社 〒680-0033
鳥取市二階町3丁目20番3号
TEL (0857) (代) 24-1111
倉吉営業所・米

取扱者印



領 収 証

№ 058648

鳥取県議会 様

令和 5 年 7 月 18 日

¥ 800,000

収 入

印 紙

但し モンパル渡航費とい

上記の金額正に領収いたしました

株式会社 新日本観光セ
本社 〒680-0033
鳥取市二階町3丁目20番3号
TEL (0857) (代) 24-1111
倉吉営業所・米

取扱者印



請求書

日付 令和5年8月17日

鳥取県議会 御中

観光庁長官登録旅行業1423号
株式会社 新日本観光センター
〒680-0033
住所:鳥取県鳥取市二階町3丁目206-3
電話:0857-24-4175
ファックス:0857-24-4150
Eメール:sinnihon@ec1.technowave.ne.jp
代表取締役社長:清水 敏一

令和5年度モンゴルご渡航にかかる旅費、下記の通り請求申し上げます。

記

項目	単価	数量	金額
国際航空券代(エコノミークラス:空港諸税込) 7/24 成田14:40発→ウランバートル19:15着 モンゴル航空502便 7/28 ウランバートル7:45発→成田13:40着 モンゴル航空501便	¥125,860	4名様	¥503,440
日本国内航空券代 7/24 鳥取8:40発→羽田9:55着 全日空294便 7/28 羽田19:15発→鳥取20:30着 全日空299便	¥43,640	3名様	¥130,920
日本国内航空券代 7/24 米子9:00発→羽田10:20着 全日空384便 7/28 羽田18:20発→米子19:40着 全日空387便	¥45,140	1名様	¥45,140
国際航空券代(エコノミークラス:空港諸税込)内田議員 7/25 成田14:40発→ウランバートル19:15着 モンゴル航空502便 7/28 ウランバートル7:45発→成田13:40着 モンゴル航空501便	¥125,860	1名様	¥125,860
日本国内航空券代払戻手数料(内田議員)	¥440	1名様	¥440
7/24 リムジンバス代(羽田空港→成田空港)	¥3,200	4名様	¥12,800
7/28 リムジンバス代(成田空港→羽田空港)	¥3,200	5名様	¥16,900
7/24 宿泊代(1名様1室朝食付)	¥22,800	4名様	¥91,200
7/25 宿泊代(ゲルホテル4名様1室夕朝食付)	¥10,000	4名様	¥40,000
7/26 宿泊代(1名様1室朝食付)	¥22,800	5名様	¥114,000
7/27 宿泊代(1名様1室朝食無)	¥22,800	5名様	¥114,000
7/24~28 現地車輛代	¥225,000	1台	¥225,000
7/24~28 現地通訳代	¥20,000	1名	¥20,000
7/26 夕食代	¥6,000	5名様	¥30,000
7/24~28 WIFIルーターレンタル代	¥12,500	1台	¥12,500
合計			¥1,481,300

新日観入	議員報酬引去
支払	引去
6/21 = 629,300	7/21 = 629,300
7/18 = 800,000	8/21 = 874,130
8/29 = 52,000	8/30 = Δ22,130
1,481,300	1,481,300

議員報酬引去

	内田博	東田	入江	河上	島村	計
7月分	125,860	125,860	125,860	125,860	125,860	629,300
8月分	128,870	185,940	185,940	187,440	185,940	874,130
8/30精算	Δ22,130					Δ22,130
	232,600	311,800	311,800	313,300	311,800	1,481,300

見積書

日付 令和5年6月21日

鳥取県議会 御中

観光庁長官登録旅行業1423号
株式会社 新日本観光センター
〒680-0033
住所:鳥取県鳥取市二階町3丁目206-3
電話:0857-24-4175
ファックス:0857-24-4150
Eメール:sinnihon@ecl.technowave.ne.jp
代表取締役社長:清水 誠一

令和5年度モンゴルご渡航にかかる旅費、下記の通り見積り申し上げます。

記

項目	単価	数量	金額
国際航空券代(エコノミークラス:空港諸税込) 7/24 成田14:40発→ウランバートル19:15着 モンゴル航空502便 7/28 ウランバートル7:45発→成田13:40着 モンゴル航空501便	¥125,860	4名様	¥503,440
日本国内航空券代 7/24 鳥取8:40発→羽田9:55着 全日空294便 7/28 羽田19:15発→鳥取20:30着 全日空299便	¥43,640	3名様	¥130,920
日本国内航空券代 7/24 米子9:00発→羽田10:20着 全日空384便 7/28 羽田18:20発→米子19:40着 全日空387便	¥45,140	1名様	¥45,140
国際航空券代(エコノミークラス:空港諸税込)内田議員 7/25 成田14:40発→ウランバートル19:15着 モンゴル航空502便 7/28 ウランバートル7:45発→成田13:40着 モンゴル航空501便	¥125,860	1名様	¥125,860
日本国内航空券代(内田議員) 7/28 羽田18:20発→米子19:40着 全日空387便	¥22,570	1名様	¥22,570
7/24 リムジンバス代(羽田空港→成田空港)	¥3,200	4名様	¥12,800
7/28 リムジンバス代(成田空港→羽田空港)	¥3,200	5名様	¥16,000
7/24 宿泊代(1名様1室朝食付)	¥22,800	4名様	¥91,200
7/25 宿泊代(ゲルホテル4名様1室夕朝食付)	¥10,000	4名様	¥40,000
7/26 宿泊代(1名様1室朝食付)	¥22,800	5名様	¥114,000
7/27 宿泊代(1名様1室朝食無)	¥22,800	5名様	¥114,000
7/24~28 現地車輻代	¥225,000	1台	¥225,000
7/24~28 現地通訳代	¥20,000	1名	¥20,000
7/26 夕食代	¥6,000	5名様	¥30,000
7/24~28 WIFIルーターレンタル代	¥12,500	1台	¥12,500
合計			¥1,503,430

領 収 書

入江 誠 様

金 2, 5 0 0 円 也

上記、令和5年度 湯梨浜町自衛隊家族会 年会費として領収しました。

令和5年8月17日

湯梨浜町自衛隊家族会 会長 上治 百合子

(代理：湯梨浜町役場総務課 手石 雅人)



令和5年度

総 会 議 案 書

日時：令和5年7月7日

午後6時から

場所：松園

湯梨浜町自衛隊家族会

総 会 次 第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 来賓祝辞

4. 議 事

議案第1号

令和4年度事業報告及び収支決算について

議案第2号

令和5年度事業計画及び収支予算（案）について

議案第3号

令和5年度歳入歳出予算の流用について

議案第4号

湯梨浜町自衛隊家族会会則の一部改正について

議案第5号

年会費の変更について

5. その他

6. 閉会

令和5年度 自衛隊家族会名簿

※ 個人情報のため、取扱には注意してください。

番号	地区	氏名	隊員名	備考
1	羽合			
2				
3				
4				
5				
6				入江 誠
7	東郷			
8				
9				相談員・会長
10				
11				監事
12				
13				
14				
15	泊			監事
16				副会長
17				相談員
18				
19				
20				

【議案第1号】

令和4年度事業報告及び収支決算について

◎事業報告

月	日	内容	場所
5	27	役員会	湯梨浜町役場
		総会（書面決議）	
7	20	自衛隊制度説明会	湯梨浜町役場
11	27	ふれあいコンサート in 倉吉	倉吉未来中心
3	12	自衛隊入隊者激励会（中部合同）	ハワイアロハホール

県総会（5/22）への出席3名

◎収支決算

【収入】

（単位：円）

科目	予算額	決算額	比較増減	備考
1.繰越金	11,717	11,717	0	前年度繰越金
2.会費	50,000	42,500	△7,500	2,500円×17名
3.雑収入	283	0	△283	端数調整含む
合計	62,000	54,217	△7,783	

【支出】

（単位：円）

科目	予算額	流用額	予算現額	決算額	不要額	備考
1.総会費	7,000	0	7,000	0	7,000	開催なし
2.需用費	16,000	10,400	26,400	26,400	0	会費・負担金
3.事業費	25,000	△10,400	14,600	14,500	100	激励会記念品、おやばと代
4.役務費	2,000	0	2,000	0	2,000	郵券代
5.旅費	5,000	0	5,000	3000	2,000	県連総会旅費
6.慶弔費	5,000	0	5,000	0	5,000	
7.予備費	2,000	0	2,000	0	2,000	
合計	62,000	0	62,000	43,900	18,100	

収入合計 54,217円

支出合計 43,900円

差引合計 10,317円（次年度～繰越）

監 査 報 告

令和4年度湯梨浜町自衛隊家族会の会計監査にあたり、関係諸帳簿および支払証書について監査の結果、収入支出において相違なく整理完了していたことを認めます。

令和5年6月15日

監事

監事



【議案第2号】

令和5年度事業計画及び収支予算（案）について

令和5年度事業計画

- ・ 隊員募集に関すること
- ・ 総会、役員会の開催
- ・ 自衛官募集説明会の開催
- ・ 北方領土返還要求の署名運動
- ・ 入校、入隊予定者激励会の開催
- ・ 視察研修の参加
- ・ 自衛隊イベントの情報提供
- ・ その他事業の実施（親睦会など）

令和5年度収支予算

【収 入】

(単位：円)

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	増 減	備 考
1.繰越金	10,317	11,717	△1,400	前年度繰越金
2.会費	50,000	50,000	0	2,500円×20名分
3.雑収入	683	283	400	預金利息、端数調整
合 計	61,000	62,000	△1,000	

【支 出】

(単位：円)

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	増 減	備 考
1.総会費	4,000	7,000	△3,000	総会費補助
2.需用費	27,000	16,000	11,000	県連負担金
3.事業費	20,000	25,000	△5,000	激励会記念品、研修視察
4.役務費	2,000	2,000	0	郵券代
5.旅費	3,000	5,000	△2,000	県連自衛隊総会等への旅費
6.慶弔費	5,000	5,000	0	
7.予備費	0	2,000	△2,000	
合 計	61,000	62,000	△1,000	

【議案第3号】

令和5年度歳入歳出予算の流用について

令和5年度収支予算内の支出金額につき、過不足が生じた場合は、やむをえない限りにおいて科目相互間流用の承認をお願いします。

令和5年7月7日

湯梨浜町自衛隊家族会長 上治 百合子

【議案第4号】

湯梨浜町自衛隊家族会会則の一部改正について

湯梨浜町自衛隊家族会会則の一部を別紙「湯梨浜町自衛隊家族会会則（案）」
のとおり改正する。

湯梨浜町自衛隊家族会会則（案）

（名称）

第1条 本会は、湯梨浜町自衛隊家族会と称する。

（事務局）

第2条 本会の事務局は、湯梨浜町役場に置く。

（組織）

第3条 本会は、湯梨浜町出身自衛官の家族及びこの会の目的に賛同する者をもって組織する。

（目的）

第4条 本会は、湯梨浜町出身自衛官の家族相互の協力をつうじ、湯梨浜町出身自衛官の後援を目的とする。

（事業）

第5条 本会は次の事業を行う。

- （1）湯梨浜町出身自衛官の後援
- （2）その他、本会の目的達成のために必要と認める事業

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く

会長1名、副会長2名（各地区より1名）、監事2名。

- 2 役員は、会員の互選による。
- 3 会員は、湯梨浜町出身自衛官の家族及びこの会の目的に賛同する者があたる。

（役員の仕事）

第7条 役員は、次の仕事を行う。

- （1）会長は、会務を統括し、会議を主宰する
- （2）副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、これを代行する
- （3）監事は会計を監査する

（役員の任期）

第8条 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 途中で選任された役員については、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 会議は、総会及び役員会とし、会長が必要に応じて招集する。

- 2 総会は、毎年1回会長がこれを招集し、議長となる。
- 3 総会は、構成員の半数以上をもって成立し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 役員会は、会長、副会長、監事をもって構成する。

(会計)

第10条 本会の運営に必要な経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。

(その他)

第11条 その他この会則に定めていない事項については、役員会で協議し決定する。

附 則

- 1 この会則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この会則は、平成29年5月12日から施行する。
- 3 この会則は、令和5年7月7日から施行する。

【議案第5号】

年会費の変更について

令和6年度より年会費を3,000円に変更する。

湯梨浜町自衛隊家族会会則

(名称)

第1条 本会は、湯梨浜町自衛隊家族会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、湯梨浜町役場に置く。

(組織)

第3条 本会は、湯梨浜町出身自衛官の家族及びこの会の目的に賛同する者をもって組織する。

(目的)

第4条 本会は、湯梨浜町出身自衛官の家族相互の協力をつうじ、湯梨浜町出身自衛官の後援を目的とする。

(事業)

第5条 本会は次の事業を行う。

- (1) 湯梨浜町出身自衛官の後援
- (2) その他、本会の目的達成のために必要と認める事業

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く

会長1名、副会長2名（各地区より1名）

- 2 会長及び副会長は、会員の互選による
- 3 会員は、湯梨浜町出身自衛官の家族及びこの会の目的に賛同する者があたる。

(役員の仕事)

第7条 役員は、次の仕事を行う。

- (1) 会長は、会務を統括し、会議を主宰する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、これを代行する

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 途中で選任された役員については、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 会議は、総会及び役員会とし、会長が必要に応じて招集する。

2 総会は、毎年1回会長がこれを招集し、議長となる。

3 総会は、構成員の半数以上をもって成立し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 役員会は、会長、副会長をもって構成する。

(会計)

第10条 本会の運営に必要な経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。

(その他)

第11条 その他この会則に定めていない事項については、役員会で協議し決定する。

附 則

1 この会則は、平成17年4月1日から施行する。

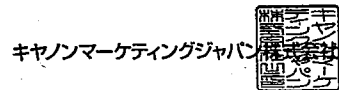
2 この会則は、平成29年5月12日から施行する。

ご請求書 (お引落のお知らせ)



2023年07月31日

入江誠事務所 御中



いつも格別のお引立てを賜り誠に有難うございます。
下記の通りご請求申し上げます。

お支払方法：ご指定口座より振替させていただきます。
お引落日：[Redacted]
お引落口座：[Redacted]

お客様番号：[Redacted]
請求書No. : 74918611
締日 : 2023年07月分
ご請求額 (税込) : ¥1,320-

倉吉支店

契約書No.	設置先名	入江誠事務所	請求期間	2023/06/30~2023/07/28	伝票No.	KE000126835647
製品名 IR-ADVC3826F	シリアルNo.	[Redacted]	今回値	前回値	控除数	ご使用数
1	カラーコピー		20	20	0	0
2	カラープリント		298	271	0	27
3	ブラック		1,107	665	4	438
品名	カウンター保守料金					
1	カラーコピー					0
2	カラープリント				1 ~	27
3	ブラック				1 ~	438
						数量・月数
						単価
						金額
						0
						12.00
						324
						12.00
						876
						2.00
						876
						(ミニマム 100カット/月含む)
						<各種サービス料金合計>
						料金合計 (税抜)
						(10%対象)
						消費税等
						ご請求額合計
						1,200
						1,200
						120
						1,320

#...非課税または免税 / *...軽減税率対象品目 / X...全額ご入金済 / ...一部ご入金済

キャッシュサービスご利用明細

いつもご利用いただきましてありがとうございます。

8-4

年月日 050828	取扱店 [REDACTED]	機番 072	取引銀行 [REDACTED]	取引店 [REDACTED]	口座番号 *****	お取引内容 お振込						
受付通番 1463	万円	五千円	二千円	千円	500	100	50	10	5	1	お取引金額 ¥49,137	印紙税申告納
時刻 10:47	センター通番 004824	ご利用手数料	おつり	お取引後残高 [REDACTED]		付につき鳥取	現金					

ご案内

[REDACTED] 振込番号 002

伊藤 マコト 様から
電話番号0858-35-3650

ただいまのご利用明細は上記のとおりでございます。どうぞお確かめください。また裏面「ご案内」もあわせてご覧ください。

請求書 2013年8月26日 No. _____

入江 誠 様

下記のとおり御請求申し上げます 登録番号 [REDACTED]

税込合計金額 ¥ 49,137 消費税額等 4,913

月日	品名	数量	単価	金額(税抜・税込)		税率	摘要
8/26	1 SA分電料	1489	33	49137		10%	
	2					%	
	10					%	
	11					%	
	12					%	
合計(税抜・税込)				49137			消費税額等
		税率	%				消費税額等
		税率	%				消費税額等

使用水量・料金等のお知らせ

大字光吉236-1

入江 誠

様

お客様番号

	メータ番号	口径	用途
上水		13mm	営業用
下水			

検針員

令和05年08月分(令和05年度)

検針日 令和05年08月09日

(上水) 今回指針	117	m
前回指針(-)	115	m
旧メータ使用量(+)		m
使用水量	2	m
(下水) 今回指針		m
※井戸等 前回指針(-)		m
旧メータ使用量(+)		m
排水量	2	m
水道料金	880	円
下水道使用料	1,675	円
請求予定金額	2,555	円

振替予定日 令和05年08月31日

お問い合わせは建設水道課までお願いします

令和05年07月分 口座振替済のお知らせ

令和5年6月使用分

水道料金 880円

下水道使用料 1,675円

振替済額 2,555円

金融機関

*****-**-*****

振替日

令和05年07月31日

※ このお知らせでは、料金のお支払いはできません。
(裏面もご覧ください)

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

9-1

※お支払の金額は、お振込みの金額と異なる場合があります。お振込みの際は、必ずお振込み先を「NITファイナンス株式会社」に指定してください。

ご請求先氏名
入江 誠後援会事務
所 様

お客様番号

2023年 8月ご請求分

金額(円)
¥5,814-

受取人
NITファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

第 363513 号 印
23.9.05
ローン部
港谷町

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

9-4

新聞購読料 領収証

入江 誠 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2023年8月分

領収日 9月15日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)
(8%対象 1,887)

販売店
住所
TEL



お申込No. 31013-35152(1013)

9-6

入江 誠

様

新聞・雑誌名	部数	金額
「しんぶん赤旗」日曜版	* 1	930

日本共産党発行の
しんぶん赤旗
領収書

930 円

2023年9月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

日本共産党西部地区委員会
〒683-0853
米子市両三柳811
TEL 0859-24-4811

*印は税率8%

領収台

9/18

署名



9-5



入江 誠

新聞・雑誌名

「しんぶん赤旗」日曜版

部数 * 1

金額 930 円

2023 年 6 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございます。

日本共産党西部地区委員会

〒683-0853

米子市両三柳 8-1-1

TEL 0859-24-4811

領収日

9/17 投書

*印は税率8%



入江 誠

新聞・雑誌名

「しんぶん赤旗」日曜版

部数 * 1

金額 930 円

2023 年 7 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございます。

日本共産党西部地区委員会

〒683-0853

米子市両三柳 8-1-1

TEL 0859-24-4811

領収日

9/17 投書

*印は税率8%

入江 誠

新聞・雑誌名

「しんぶん赤旗」日曜版

部数 * 1

金額 930 円

2023 年 4 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございます。

日本共産党西部地区委員会

〒683-0853

米子市両三柳 8-1-1

TEL 0859-24-4811

領収日

9/17 投書

*印は税率8%



入江 誠

新聞・雑誌名

「しんぶん赤旗」日曜版

部数 * 1

金額 930 円

2023 年 8 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございます。

日本共産党西部地区委員会

〒683-0853

米子市両三柳 8-1-1

TEL 0859-24-4811

領収日

9/17 投書

*印は税率8%



入江 誠

新聞・雑誌名

「しんぶん赤旗」日曜版

部数 * 1

金額 930 円

2023 年 5 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございます。

日本共産党西部地区委員会

〒683-0853

米子市両三柳 8-1-1

TEL 0859-24-4811

領収日

9/17 投書

*印は税率8%

Handwritten signature and date

9-7

27

領 収 証

入江 誠 様

令和 年 9 月 24 日

¥ 1,100 .-

※消費税10%対象

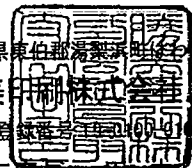

(うち消費税10% ¥100.-)

但し 令和5年度版 鳥取県職員名簿 代金として

上記の金額正に領収いたしました。

鳥取県東伯郡湯梨原町長瀬818-1
 勝美印刷株式会社鳥取支店
 登録番号 14-000010-1855
 支店長 田中篤志

TEL (0858)35-4411
 FAX (0858)48-5010

請求書 (西日本ご利用分)

682-0713
東伯郡湯梨浜町大字光吉236-1

郵便区内特別

10-3

NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2023年 9月20日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス(株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【速付先】
〒730 広島市中区袋町6-11
-0036 NTT袋町ビル3F
社用コード M30021211001 00508 00494 00 K
81 000000 1 0 23090401K

入江 誠後援会事務所 様



023092101050093057

00508

Webでのお問い合わせ先



日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER) 0858-35-5600	請求年月 (MONTH OF ISSUE) 2023年 9月ご請求分	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT) 5,619円
--	--	-----------------------------------

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

2ページ

ご請求先氏名
入江 誠後援会事務所 様

良

(木)

お客様番号

2023年 9月ご請求分

金額(円)

¥5,619-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)

0800-3335550

領収日 印

353613

23.10.15

ローソン金吉
清谷町店

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

ATMまたはゆうちょ銀行郵便局から支払の場合は左記の印紙を貼付してください。上記以外でお支払いの場合は切り取りをいってください。

新聞購読料 領収証

入江 誠 様

ご購読ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2023年 9月分 領収日 10月16日

領収金額	¥1,887
------	--------

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。(10%対象 0)
(8%対象 1,887)

販売店
住所
TEL

お申込No. 31013-35152(830)



10-4

10-5

領 収 証

入江孝と事務所様

領 収 金 額	¥ 3 5 2 0
---------	-----------

文具事務用品代

上記のとおり正に領収しました
令和 5 ・ 10 ・ 23

紙とふんぐと夢づくりの専門店
ビーワイ



紙・文房具・事務機・スチール家具・教材
画材・結納用品・ギフト・バラエティ雑貨

株式会社

〒682-0805 会吉市昭和町1-10
TEL (0358) 23-1100
FAX (0358) 22-7568

収 入
印 紙



取扱者

取扱者印は必ず
おなじ様に捺印ください。
5/4・100x100

10-9

キャッシュサービスご利用明細

いつも [] をご利用いただきましてありがとうございます。

年月日	取扱店	機番	取引銀行	取引店	口座番号	お取引内容
051030	[]	072	[]	[]	*****	お振込
受付通番	万円 五千円 二千円 千円 500 100 50 10 5 1				お取引金額	印紙税申告納
2485					¥100,000	
時刻	センター通番	ご利用手数料	おつり		お取引後残高	付につき鳥取
11:32	000717				[]	■: 現金 ■: 決済

ご案内	振込番号 001	
	イイマコ様から 電話番号0858-35-3650	

ただいまのご利用明細は上記のとおりでございます。どうぞお確かめください。また裏面「ご案内」もあわせてご覧ください。

10-10

請求書 2023年 10月 30日 No. _____

入江 誠 様

下記のとおり御請求申し上げます 登録番号: []

税込合計金額 ¥ 1,8050.- 消費税額等 1805

月日	品名	数量	単価	金額(税抜・税込)	税率	摘要
10/30	10月分電気代	525 kWh	42	22050	%	
					%	

キャッシュサービスご利用明細

いつも [] をご利用いただきましてありがとうございます。

年月日	取扱店	機番	取引銀行	取引店	口座番号	お取引内容
051030	[]	072	[]	[]	*****	お振込
受付通番	万円 五千円 二千円 千円 500 100 50 10 5 1				お取引金額	印紙税申告納
2481					¥18,050	
時刻	センター通番	ご利用手数料	おつり		お取引後残高	付につき鳥取
11:30	000712				[]	■: 現金 ■: 決済

ご案内	振込番号 002	
	イイマコ様から 電話番号0858-35-3650	

ただいまのご利用明細は上記のとおりでございます。どうぞお確かめください。また裏面「ご案内」もあわせてご覧ください。

税率	%					消費税額等
----	---	--	--	--	--	-------

10-12

新聞購読料 領収証

入江 誠 様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2023年10月分(10/01~10/31)領収日 / 10月31日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象 0円 消費税 0円)
(8%対象 1,887円 消費税 139円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店

住所
TEL

お申込No. 31013-35152(830)



11-7

請求書 (西日本ご利用分)



682- 東伯郡

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

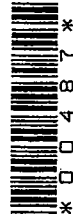
郵便区内特別

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2023年11月20日発行
発行会社 差出:NTTファイナンス(株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【還付先】
〒730 広島市中区袋町6-11
-0036 NTT袋町ビル3F
社用コード M30021211001 00500 00487 00 K
61 000000 1 0 23110401K

入江 誠

ご請求先氏名
入江 誠後援会事務
所 様



Webでのお問い合わせ先



お客様番号

2023年11月ご請求分

金額(円) ¥5,706-

983

00500

日頃、NTT
下記の料金を

受取人
NTTファイナンス株式会社

まして誠にありがとうございます。
容を十分と確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
2023年11月ご請求分	5,706円	2023年12月5日(火)

お客様
お (C)

お問合せ先 (無料)

0800-3335550

お知らせ

0858

領収日附印



(金融機関・CVS用)→お客様

NTT

11-8

キャッシュサービスご利用明細

いつもをご利用いただきましてありがとうございます。

年月日	取扱店	機番	取引銀行	取引店	口座番号	お取引内容
051128		072			*****	お振込
受付通番	万円	五千円	二千円	千円	500	100
1251					50	10
時刻	センター通番	ご利用手数料	おつり	お取引金額	印紙税申告納	
13:54	003485			¥100,000	付につき鳥取	
				お取引後残高	残高	

振込番号 001

伊I マコト 様から
電話番号0858-35-3650

ただいまのご利用明細は上記のとおりでございます。どうぞお確かめください。また裏面「ご案内」もあわせてご覧ください。

11-10

新聞購読料 領収証

入江 誠 様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2023年11月分(11/01~11/30)領収日//月30日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象 0円 消費税 0円)

(8%対象 1,887円 消費税 139円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店

住所
TEL

お申込No. 31013-35152(830)



11-11

11月30日

領収証

2023年11月分

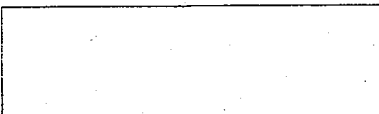
No. 1- 27-0033-000

いりえまこと事務所 様

銘柄	部数	金額
日本海新聞※	1	2,600
合計		¥ 2,600

※は軽減税率対象品目

お知らせ



毎度ご購入有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥2,600
(消費税 ¥192)

株式会社 三村新聞舗

〒682-0721 東伯郡湯梨浜町田後665-9

TEL: 0858-35-3159

FAX: 0858-35-3159

株式会社 三村新聞舗 登録番号 T4270001006164

入江 誠 様

下記のとおり御請求申し上げます

登録番号

税込合計金額 ￥ 27,615.- 消費税額等 2761

月日	品名	数量	単価	金額(税抜・税込)	税率	摘要
11/29	11月電気代	789	35	27,615	%	

キャッシュサービスご利用明細

いつも をご利用いただきましてありがとうございます。

年月日	取扱店	機番	取引銀行	取引店	口座番号	お取引内容
051204		072			*****	お振込
受付通番	万円	五千円	二千円	千円	500	100
1987						
時刻	センター通番	ご利用手数料	おつり	お取引後残高		
14:52	004196					

ご案内



振込番号 002

伊江 マコト 様から
電話番号0858-35-3650

ただいまのご利用明細は上記のとおりでございます。どうぞお確かめください。また裏面「ご案内」もあわせてご覧ください。

合計(税抜・税込)

税率	%			消費税額等
税率	%		27,615	消費税額等

NTTファイナンス株式会社
払込受領証

お客様名
入江 誠後援会事務所 様

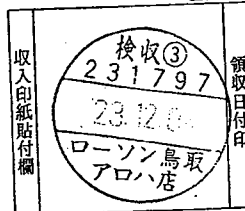
お客様番号

請求年月
2023年10月分

ご請求金額
¥5,875-

上記の金額を受領いたしました。
※金額を訂正したものと及び、取扱
日付印のないものは無効です。

NTTファイナンス株式会社



(お客様控)

料金お支払いのお願い
REQUEST FOR PAYMENT

お喜び申し上げます。
求いたしましたお客様の下記ご請求金額 (NTT西日本ご利用
年11月28日現在、お支払いの確認がとれておりません。
は、下記お支払場所へ至急お支払いいただきますようお願い致します。

0858-35-5600

2023年10月ご請求分

5,875円

ファミモショップ
のお支払いの場合、裏面の払込票が必要です。
払いの場合、請求書もしくは裏面の払込票が必要です。
てお支払いいただく場合、一部お取扱いできない店舗がございます。
期等につきましては、事前に各店舗へお問い合わせ願います。

過ぎてお支払いいただいた場合、上記の料金(「他社利用分 (ISP利用
余) に最大年14.5%の割合で計算した延滞利息を別途請求させていただきます。

12-4

しんぶん 赤旗
領収書

2023年11月分
930円(税込)

入江 誠 様

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930

(取扱先)
日本共産党西部地区委員会
〒683-0853
米子市両三柳 8 1 1
TEL 0859-24-4811

8%対象	861円(税抜)	消費税	69円
10%対象	0円(税抜)	消費税	0円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

領収年月日 12/14
扱者

しんぶん 赤旗
領収書

2023年10月分
930円(税込)

入江 誠 様

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930

(取扱先)
日本共産党西部地区委員会
〒683-0853
米子市両三柳 8 1 1
TEL 0859-24-4811

8%対象	861円(税抜)	消費税	69円
10%対象	0円(税抜)	消費税	0円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

領収年月日 12/14
扱者

12-5

キャッシュサービスご利用明細

いつも [] をご利用いただきましてありがとうございます。

年月日	取扱店	機番	取引銀行	取引店	口座番号	お取引内容						
051221	[]	071	[]	[]	*****	お振込						
受付通番	万円	千円	千円	千円	500	100	50	10	5	1	お取引金額	印紙税申告納 付につき鳥取 税関事務課
1335											¥100,000	
時刻	センター通番	ご利用手数料	おつり	お取引後残高		[]						
13:24	006791											

ご案内

[]

振込番号 001

伊江 マコト 様から
電話番号0858-35-3650

ただいまのご利用明細は上記のとおりでございます。どうぞお確かめください。また裏面「ご案内」もあわせてご覧ください。

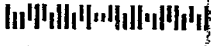
12-8

NK-1012SD

請求書 (西日本)

682-0713
東伯郡湯梨浜町大字

入江 誠後援会事務



02312210

日頃、NTTファイナンスを、
下記の料金を請求させていただ

お客様電話番号
(BILLING NUMBER)
お客様番号
(CUSTOMER NUMBER)
0858-35-56

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
入江 誠後援会事務
所 様

お客様番号

2023年12月ご請求分

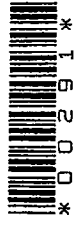
金額(円) ¥6,320-

受取人
NTTファイナンス株式

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
検取①
199830
23.12.26
ローソン倉吉
下古川店
収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

郵便区内特別



00292

Webでのお問い合わせ先



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2023年12月20日発行
発行会社 差出:NTTファイナンス(株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【還付先】
〒730 広島市中区袋町6-11
-0036 NTT袋町ビル3F
社用コード M30021111001 00292 00291 00 K
61 100000 1 0 23120401K

ありがとうございます。
うえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2ページ

年 月 + OF ISSUE)	ご 請 求 金 額 (TOTAL AMOUNT)	お 支 払 期 限 (DUE DATE)
12月ご請求分	6,320円	2024年 1月 5日(金)

お 知 ら せ

令和5年11月16日

鳥取県中部地区日韓親善協会会員 各位

鳥取県中部地区日韓親善協会
会長 亘 寛之
(印省略)

令和5年度会費の納入について (お願い)

立冬の候、貴台におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素より日韓親善交流事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、今年度の会費について、出費多端の折とは存じますが、次のとおり納入いただきますようお願いいたします。

なお、会費の納入方法につきましては、直接当協会事務局（観光交流課）へご持参いただくか、または下記金融機関口座へのお振込みにてお願いいたします。

記

1 会 費 一口 3,000円

/2-12



入江 誠

様

No. _____

¥ 3,000

但 令和5年度の会費として

R5年12月28日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

鳥取県中部地区日韓親善協会

会長 亘 寛之



クヤ)

ご負担と

コクヨ ウケ-95

4 納入先・お問い合わせ先

鳥取県中部地区日韓親善協会事務局

(倉吉市経済観光部観光交流課内 市役所第2庁舎3階)

TEL : 0858-22-8152 FAX : 0858-22-8136

5 その他

- ・諸事情により退会される場合は、事務局までご連絡ください。
- ・会費の未納が3年を超えた場合には、退会の意思があるとして取り扱いたしますので、ご了承ください。

「鳥取県中部地区日韓親善協会」会則

(名称)

第1条 この会は、「鳥取県中部地区日韓親善協会」(略称「中部日韓協会」と称する。

(目的)

第2条 この会は、鳥取県中部地区において、日韓友好交流各分野の連絡協議を行なうとともに、日韓関係諸問題に関する学習、各種行事の開催、啓発活動、その他有用な事業活動を行なうことを目的とする。

(会員)

第3条 この会は、この会に賛同する団体及び個人をもって会員とする。

(入退会)

第4条 この会に入会しようとする者は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 この会を退会しようとする者は、その旨申し出ることとする。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 理事 若干名

(4) 監事 2名

2 役員任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

(職務)

第6条 会長は、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、会長の命を受けて会務にあたる。

4 監事は、会の会計及び会務を監査する。

(顧問)

第7条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が理事会の議決を経てこれを委嘱する。

(会議)

第8条 この会の会議は、総会及び理事会とする。

2 会議の議長は、会長があたる。

(理事会)

第9条 理事会は、会長、副会長及び理事で組織し、会務を審議する。

- 2 議事は、出席理事の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第10条 総会は、年1回開催し、役員を選出、会計、事業及びその他の重要案件を審議する。

- 2 臨時総会は、会長が招集し、又は理事の過半数の要請があった場合に開催することができるものとする。
- 3 議事は、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資産の構成)

第11条 この会の資産は、次の収入をもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 収入から生じる利益
- (4) 寄付金品
- (5) その他収入

(会計年度)

第12条 この会の会計年度は、毎年4月に始まり翌年3月までとする。

(事務局)

第13条 この会の事務局は、倉吉市堺町二丁目253番地1倉吉市役所内に置く。

- 2 事務局長は、会長が任命する。

(細則)

第14条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会に諮りこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、平成14年7月15日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、改正前の鳥取県中部地区日韓親善協会会則の規定により選出されている役員の任期は、改正後の会則の規定により役員が選出されるまでとする。
- 3 この会則は、令和2年5月22日から施行する。

新聞購読料 領収証

入江 誠 様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2023年12月分(12/01~12/31)領収日 12月30日

領収金額	¥1,887
------	--------

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象 0円 消費税 0円)
 (8%対象 1,887円 消費税 139円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店

住所
TEL

お申込No. 31013-35152(830)



領収証

12月30日

12-14

2023年12月分

No. 1- 27-0031-000

いりえまこと事務所 様

銘柄	部数	金額
日本海新聞※	1	2,600
合計		¥ 2,600

※は軽減税率対象品目

お知らせ

毎度ご購入有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥2,600
(消費税 ¥192)

株式会社 三村新聞舗

〒682-0721 東伯郡湯梨浜町田後665-9

TEL: 0858-35-3159

FAX: 0858-35-3159

株式会社 三村新聞舗 登録番号 T4270001006164

キャッシュサービスご利用明細

いつも[]をご利用いただきましてありがとうございます。

年月日	取扱店	機番	取引銀行	取引店	口座番号	お取引内容
060122	[]	071	[]	[]	*****	お振込
受付通番	万円	五千円	二千円	千円	500	100
1658					50	10
					5	1
時刻	センター通番	ご利用手数料	おつり	お取引金額		印紙税申告納
15:13	000935			¥100,000		付につき鳥取
				お取引後残高		税務署民蔵済
				[]		

振込番号 001

電話番号0858-35-3650

ただいまのご利用明細は上記のとおりでございます。どうぞお確かめください。また裏面「ご案内」もあわせてご覧ください。

新聞購読料 領収証

入江 誠 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2024年1月分(1/01~1/31) 領収日 / 月30日

領収金額	¥1,887
------	--------

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象 0円 消費税 0円)
(8%対象 1,887円 消費税 139円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店

住所
TEL

お申込No. 31013-35152(830)



請求書 (西日本ご利用分)

682-0713
東伯郡湯梨浜町大字光吉236-1

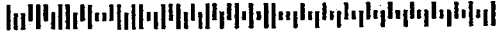
郵便区内特別

NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

入江 誠後援会事務所 様



024012101050732815

00526

A T M

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名

入江 誠後援会事務所 様

お客様番号

2024年 1月ご請求分

金額(円)

¥5,923-

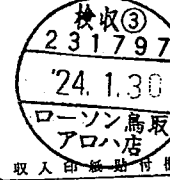
受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)

0800-3335550

領収日附印



発行年月日 2024年 1月22日発行
発行会社 差出:NTTファイナンス(株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【還付先】
〒730 広島市中区袋町6-11
-0036 NTT袋町ビル3F
社用コード M30021211001 00526 00511 00 K
61 000000 1 0 24010401K

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。下記
の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年 (MONTH OF ISSUE)
0858-35-5600	2024年 1月ご請求分

[NTTファイナンスからのお知らせ]

払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

金額 (MOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
5,923円	2024年 2月 5日(月)

領収証

1/30日

2024年01月分

No. I- 27-0030-000

1-6

いりえまこと事務所 様

銘柄	部	金額
日本海新聞※	1	2,600
合計		¥ 2,600

※は軽減税率対象品目

お知らせ

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥2,600
(消費税 ¥192)

株式会社 三村新聞舗

〒682-0721 東伯郡湯梨浜町田後665-9

TEL: 0858-35-3159

FAX: 0858-35-3159

株式会社 三村新聞舗 登録番号 T4270001006164

入江 誠 様

しんぶん 赤旗
領収書

2024年1月分

930円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930

(取扱先)
日本共産党西部地区委員会
〒683-0853
米子市両三柳811
TEL 0859-24-4811

2-1

8%対象	861円(税抜)	消費税	69円
10%対象	0円(税抜)	消費税	0円

領収年月日

2/2

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

しんぶん 赤旗
領収書

2023年12月分

930円(税込)

入江 誠 様

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930

(取扱先)
日本共産党西部地区委員会
〒683-0853
米子市両三柳811
TEL 0859-24-4811

8%対象	861円(税抜)	消費税	69円
10%対象	0円(税抜)	消費税	0円

領収年月日

2/2

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

領 収 書

ハウジングランド いない

羽合店 TEL(0858)35-5171

2-2

登録番号 T5270001008515
ポイントカード会員募集中!
200円(税抜)で1ポイント
たまるお得なカードです。
500ポイントで500円のお買物券を発行します。
2024年02月02日(金)14:01 印0001

責No

4545244270872JAN
タケダ コピー用紙A4
2 X単348 ¥696
4536858113853JAN
キング クラフト封筒S 長3
¥168
4963095903808JAN
極細毛筆 彩
¥248

小計 ¥1,112
10%課税対象額(税込) ¥1,223
税率10%税額 ¥111
(税合計) ¥1111
合計 ¥1,223

現計 ¥1,223
お釣り ¥0

お買上点数 4点
*** 主計部 発行 ***

Receipt

領収書

008336

令和 6 年 2 月 8 日

県議会議員 入江誠事務所様

金額 ¥ 15,950

印紙

但し 封筒代として

上記の金額を正に領収いたしました

現金	✓
小切手	
手形	
振込	
相殺	

山本印刷株式会社

〒682-0035 鳥取県倉吉市広栄町971-2
TEL 0858-47-0088 FAX 0858-47-0123

扱者印





県議会議員 いりえまこと事務所

〒682-0713 鳥取県東伯郡湯梨浜町光吉236-1
TEL 0858-35-5600 FAX 0858-35-5601
E-mail : 



請求書 2024年1月29日 No. _____

入江 誠 様

下記のとおり御請求申し上げます 登録番号 _____

税込合計金額 ¥ 43020.- 消費税額等 4302

月日	品名	数量	単価	金額(税抜・税込)	税率	摘要
1/29	1月分電気	1434	30	43020	%	

キャッシュサービスご利用明細

いつも _____ をご利用いただきましてありがとうございます。

年月日 060206	取扱店 071	取引銀行 _____	取引店 _____	口座番号 *****	お取引内容 お振込
受付通番 0714	万円 五千円 二千円 千円 500 100 50 10 5 1	お取引金額 ¥43,020		印紙税申告納	
時刻 13:11	センター通番 003143	ご利用手数料	おつり	お取引後残高 _____	付につき鳥取 _____

ご案内
振込番号 002
リイ マト 様から
電話番号0858-35-3650

ただいまのご利用明細は上記のとおりでございます。どうぞお確かめください。また裏面「ご案内」もあわせてご覧ください。

合計(税抜・税込)	税率	%				43020		
	税率	%						消費税額等

日本海政経懇話会規程

■ 第1章 総則

- 第1条 本会は日本海政経懇話会と称する。
- 第2条 本会は中央との緊密な交流を図り、親睦関係を促進する。
- 第3条 本会は中央との緊密な交流を図り、次の事業を行う。
 - 1、中央の政治、経済、文化情勢を我が国に知らせるとともに、山陰の政治、経済、文化情勢を中央に反映させるため、親睦を興ずるほか、これらの情報、資料を収集する。
 - 2、その他、本会の目的達成に必要な情報、資料を収集する。
- 第4条 本会の事務所は倉吉市上井町1丁目156、新日本海新聞社中継本社内におく。また会の運営を円滑に行うための地区事務局をおくことが出来る。
- 第5条 本会の親会を一切の企画、運営は新日本海新聞社が行う。

■ 第2章 会 員

- 第6条 本会を組織し、維持するために会員をおく。
- 第7条 本会の趣旨に賛同し会員になろうとするものは、所定の申込書をもって本会に申し込むものとする。
- 第8条 会員の権利、義務は、会費を納付した時から発生する。
- 第9条 入会期間は1年間(1月～12月)を単位とし、名簿更新は届け出によっていつでもできる。
- 第10条 本会を脱会しようとする時は、脱会届出書を事務局に提出しなければならぬ。届け出のない会員は自動的に会員の資格を喪失する。
- 第11条 会費が本会の運営を助けることと各会費を徴収する行為をした場合、事務局はその会費を除名することができる。(会費は返戻しない)

■ 第3章 会 費

- 第12条 会費は年額5000円(前年度税込)とする。
- 第13条 会費の納入は原則として前納とし、入金後の返金はしない。
- 第14条 会費は原則として会費以外の経費分担をしない。

■ 第4章 支 部

- 第15条 本会に支部を組織する。支部は原則として1地区の会員100人以上を単位として組織する。
- 第16条 支部は原則として支部単位に閉鎖する。

■ 第5章 役 員

- 第17条 本会の運営を円滑に行うための次の役職と職員をおく。
 - 1、代表世話人 1名 2、事務局長 1名 3、地区事務局長 1地区1名
- 第18条 代表世話人は新日本海新聞社代表取締役社長とする。事務局長は代表世話人が任命する。
- 第19条 役員の任期は別に定めぬ。
- 第20条 本会に名誉会長および顧問をおくことができる。

2023年 日本海政経懇話会のご案内

日本海政経懇話会

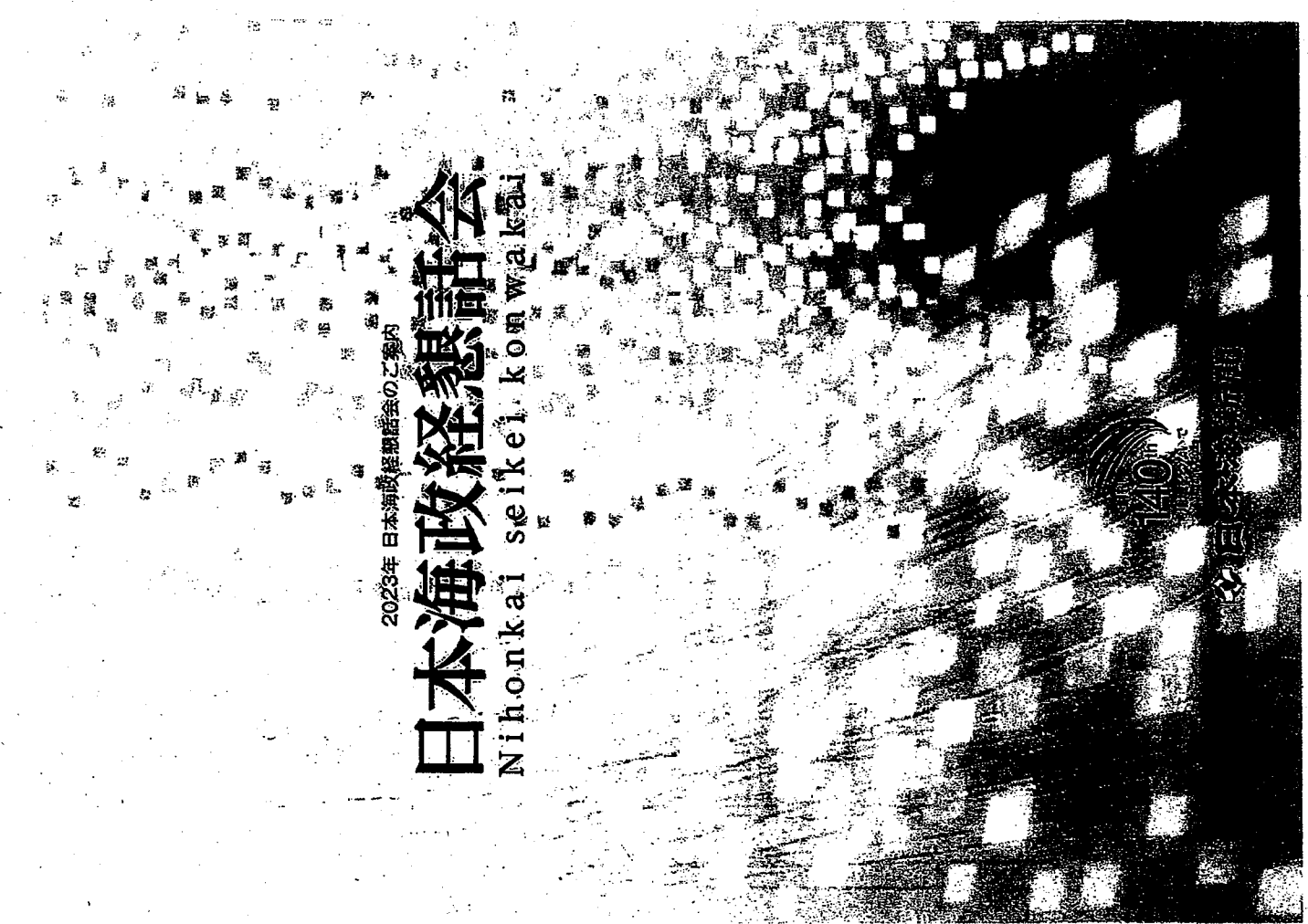
Nihonkai seikei kowakai

本部事務局
 新日本海新聞社
 旭坂プロフェッショナルビル5F支店内
 〒682-8888 鳥取市西安2丁目137番地
 TEL:0857-21-2826 FAX:0857-21-2891
 E-mail: seikeikon@mmn.co.jp

485支店(2023年11月)
 新日本海新聞社中部本社
 旭坂プロフェッショナルビル5F支店内
 〒682-8888 倉吉市上井町1丁目156番地
 TEL:0859-28-3340 FAX:0859-28-6310
 E-mail: seikeikon@mmn.co.jp

8支店(2023年11月)
 新日本海新聞社厚木本社
 旭坂プロフェッショナルビル5F支店内
 〒684-8520 米子市則三町300番地
 TEL:0859-94-8813 FAX:0859-94-8817
 E-mail: seikeikon@mmn.co.jp

日本海政経懇話会事務局



2-8

領収書

入江 誠 様

[販売]	
R5・冬グリ84・切手	
840円 2枚	¥1,680
小計	¥1,680
課税計(10%)	¥0
(内消費税等(10%))	¥0
非課税計	¥1,680
合計	¥1,680
お預り金額	¥10,000
おつり	¥8,320



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時：2024年 2月15日 16:28
発行No. 240215J9054 端N61箱01
連絡先：はわい長瀬郵便局
TEL:0858-35-2344

請求書 2024年 2月 22日 No. _____

入江 誠 様

下記のとおり御請求申し上げます 登録番号

税込合計金額 ￥37,604 消費税額等 3760

月日	品名	数量	単価	金額(税抜・税込)	税率	摘要
2/22	2月分電気代	1343	28	37604	%	

キャッシュサービスご利用明細

いつも をご利用いただきましてありがとうございます。

年月日	取扱店	機番	取引銀行	取引店	口座番号	お取引内容					
060227		072			*****	お振込					
受付通番	万円	千円	千円	500	100	50	10	5	1	お取引金額	印紙税申告納
0667										¥37,604	付につき鳥取
時刻	センター通番	ご利用手数料	おつり	お取引後残高							
10:36	001877										

ご案内

振込番号 002

イリマコ 様から
電話番号0858-35-3650

ただいまのご利用明細は上記のとおりでございます。どうぞお確かめください。また裏面「ご案内」もあわせてご覧ください。

合計(税抜・税込)	税引	%				37604	印紙税額等
	税率	%					消費税額等

NK-1012SD

キャッシュサービスご利用明細

いつも をご利用いただきましてありがとうございます。

年月日	取扱店	機番	取引銀行	取引店	口座番号	お取引内容					
060227		072			*****	お振込					
受付通番	万円	千円	千円	500	100	50	10	5	1	お取引金額	印紙税申告納
0663										¥100,000	付につき鳥取
時刻	センター通番	ご利用手数料	おつり	お取引後残高							
10:35	001872										

ご案内

振込番号 001

イリマコ 様から
電話番号0858-35-3650

ただいまのご利用明細は上記のとおりでございます。どうぞお確かめください。また裏面「ご案内」もあわせてご覧ください。

請求書 (西日本ご利用分)

682-0713
東伯郡湯梨浜町大字光吉236-1

入江 誠後援会事務所 様



024022101056595947

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にあり
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求 (MONTH)
お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	2024年
0858-35-5600	

西日本ご利用分

ご請求先氏名
入江 誠後援会事務
所 様

お客様番号

2024年 2月ご請求分

金額(円)

¥5,904-

受取人

NTTファイナンス株式

お問い合わせ先 (無料)

0800-3335550

199830
24.2.27

ローソン倉吉
下古川店

収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

2-14

NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2024年 2月21日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス (株)
東京都港区港南1-2-70
お問い合わせ先 0800-3335550 (無料)
【還付先】
〒730 広島市中区袋町6-11
-0036 NTT袋町ビル3F
社用コード M30021111001 00296 00295 00 K
61 000000 1 0 24020401K

問い合わせ先



記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2ページ

ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
5,904円	2024年 3月 5日 (火)

新聞購読料 領収証

入江 誠 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2024年2月分(2/01~2/29) 領収日 2月27日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象 0円 消費税 0円)
(8%対象 1,887円 消費税 139円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店

住所
TEL

お申込No. 31013-35152(830)



2-15

2-16

2024年02月分

領収証

2月27日

No. 1- 27-0030-000

いりえまこと事務所様

銘柄	部	金額
日本海新聞※	1	2,600
合計		¥ 2,600
※は軽減税率対象品目		

お知らせ

毎度ご購入有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥2,600
(消費税 ¥192)

株式会社 三村新聞舗
〒682-0721 東伯郡湯梨浜町田後665-9
TEL: 0858-35-3159
FAX: 0858-35-3159
株式会社 三村新聞舗 登録番号 T4270001006164

2-18

領収証 入江 誠様

No. _____

★ ¥ 12,000 ※

但 資料代として

令和 5 年 8 月 4 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額
消費税額等(%)

収入
印紙

コクヨ ウケ-55

日本 会 議
〒153-0042 東京都目黒区青葉台3-10-1-601
TEL03 (3476) 5611 FAX03 (3476) 5612

領収書

3-1

入江誠様

[販売]	
自然の記録4集・切手 840円 3枚	¥2,520
小計	¥2,520
課税計(10%)	¥0
(内消費税等(10%))	¥0
非課税計	¥2,520
合計	¥2,520
お預り金額	¥2,520



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 登録番号 T1010001112577
 取扱日時: 2024年 3月 1日 12:58
 発行No. 240301J9176 端N61箱01
 連絡先: はわい長瀬郵便局
 TEL: 0858-35-2344

3-2

領収証

NO: 0160036
2024年03月09日

入江誠様

¥1,366- (全額電マネ支払)
(入金分消費税等 124円を含む)

但し、お買上レシートNo. 001-92389 品代

担当



お買上店舗 登録番号: T7290801002705
 ナフコ倉吉北店 TEL: 0858-48-1221
 株式会社ナフコ
 本社: 福岡県北九州市小倉北区魚町2-6-10

領収書

3-7

入江誠様

[証紙切手引受]	
第一種定形 @84 4通	¥336
小計	¥336
郵便物引受合計通数	4通
課税計(10%)	¥336
(内消費税等(10%))	¥30
非課税計	¥0
合計	¥336
お預り金額	¥10,000
おつり	¥9,664



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 登録番号 T1010001112577
 取扱日時: 2024年 3月 28日 9:57
 発行No. 240328A2618 端N61箱01
 連絡先: はわい長瀬郵便局
 TEL: 0858-35-2344

キャッシュサービスご利用明細

いつも [redacted] をご利用いただきましてありがとうございます。

3-9

年月日	取付番号	振替	取引銀行	取引店	口座番号	お取引内容
060328	[redacted]	071	[redacted]	[redacted]	*****	お振込
受付番号 万円 千円 円 角 分						お取手金額
3227						¥37,671
時刻 センター番号 ご利用時間						お取引支店
13:12 001707						[redacted]

ご案内

振込番号 002

伊江 マコト 様から
電話番号0858-35-3650

ただいまのご利用明細は上記のとおりでございます。どうぞお振込みください。また裏面「ご案内」もあわせてご覧ください。

領収証

2024年3月分

No. 1- 27-0030-000

3-10

いりえまこと事務所様

銘柄	部	金額
日本海新聞※	1	2,600
合計		¥ 2,600
※は軽減税率対象品目		

お知らせ

毎度ご購入有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥2,600
(消費税 ¥192)

株式会社 三村新聞舗
〒682-0721 東伯郡湯梨浜町田後665-9
TEL: 0858-35-3159
FAX: 0858-35-3159
株式会社 三村新聞舗 登録番号 T4270001006164

新聞購読料 領収証

入江 誠 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2024年3月分(3/01~3/31) 領収日 3月28日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象 0円 消費税 0円)
(8%対象 1,887円 消費税 139円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店

住所
TEL

お申込No. 31013-35152 (830)



3-11

入江 誠 様

しんぶん 赤旗
領収書

2024 年 3 月分

930 円(税込)

新聞・雑誌名
「しんぶん赤旗」日曜版

税率 部数 金額(税込)

8% 1 930

(取扱先)
日本共産党西部地区委員会
〒683-0853
米子市両三柳 8 1 1
TEL 0859-24-4811

3-12

8%対象 861 円(税抜) 消費税 69 円
10%対象 0 円(税抜) 消費税 0 円

領収年月日

3月28日

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

しんぶん赤旗

入江 誠 様

しんぶん 赤旗
領収書

2024 年 2 月分

930 円(税込)

新聞・雑誌名
「しんぶん赤旗」日曜版

税率 部数 金額(税込)

8% 1 930

(取扱先)
日本共産党西部地区委員会
〒683-0853
米子市両三柳 8 1 1
TEL 0859-24-4811

8%対象 861 円(税抜) 消費税 69 円
10%対象 0 円(税抜) 消費税 0 円

領収年月日

3月28日

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

しんぶん赤旗

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
入江 誠後援会事務
所 様

3-13

お客様番号

2024年 3月ご請求分

金額(円)
¥5,929-

受取人
NTTファイナンス株式会社

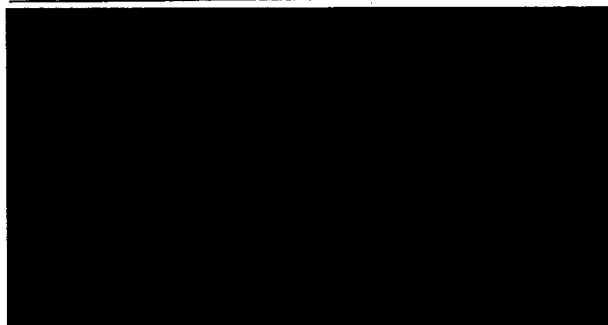
お問合せ先(無料)
0800-3339558
24 3 28 申
ローン倉吉
清谷町店

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

=====
=====
=====

05-05-31

880 サイト構築 5-6



05-06-12

7,920 TCC構築 6-4



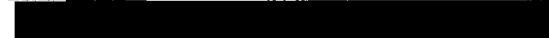
05-06-30

880 サイト構築 6-12



05-06-30

1,675 ケサイト構築 6-12



=====
=====
=====

====

[REDACTED]

05-07-10 7,920 TCCリヨリヨリ 7-3

[REDACTED]

05-07-31 1,675 ケ"サイト"ウリヨリ 7-12

[REDACTED]

05-07-31 880 サイト"ウリヨリ" 7-12

[REDACTED]

05-08-10 7,920 TCCリヨリヨリ 8-1

[REDACTED]

====



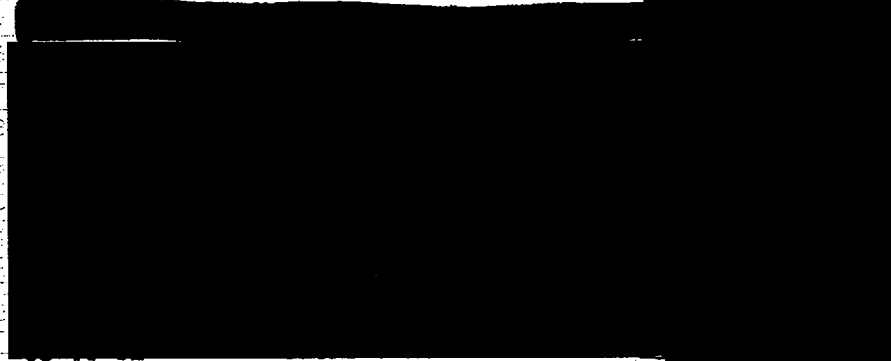
05-08-31 1,675 ケ"スイ"ウリヨウ 8-6



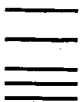
05-08-31 880 スイ"ウリヨウ 8-6



05-09-11 7,920 TCCヨウリヨウ 9-3



Faint, illegible text at the bottom of the page, possibly a footer or additional notes.



05-10-02 1,675 ケ"スイ"ウリヨウ 10-1

05-10-02 880 スイ"ウリヨウ 10-1

[Redacted]

05-10-10 7,920 TCCリヨウリヨウ 10-2

[Redacted]

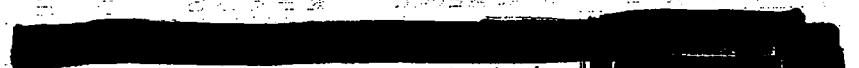
[Redacted]

05-10-31 1,675 ケ"スイ"ウリヨウ 10-11

05-10-31 880 スイ"ウリヨウ 10-11

[Redacted]





05-11-10 7,920 TCCリヨウリヨウ //-2

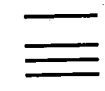


05-11-30 1,675 ケーストウリヨウ //-7

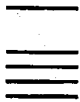
05-11-30 880 スイトウリヨウ //-7



05-12-11 7,920 TCCリヨウリヨウ /2-3



Faint text at the bottom of the page



05-12-25 1,675 ケースト"カリヨウ"12-7

05-12-25 880 スト"カリヨウ" 12-7

06-01-10 7,920 TCCリヨウリヨウ / - /

06-01-31 2,049 ケースト"カリヨウ"





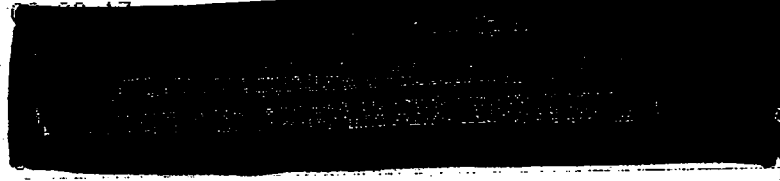
06-01-31

1,675 ケスイトウリヨウ 1-8



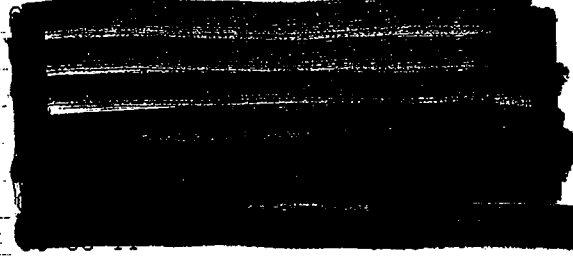
06-02-13

7,920 TCCリヨウリヨウ 1-6



06-02-29

1,675 ケスイトウリヨウ 2-17



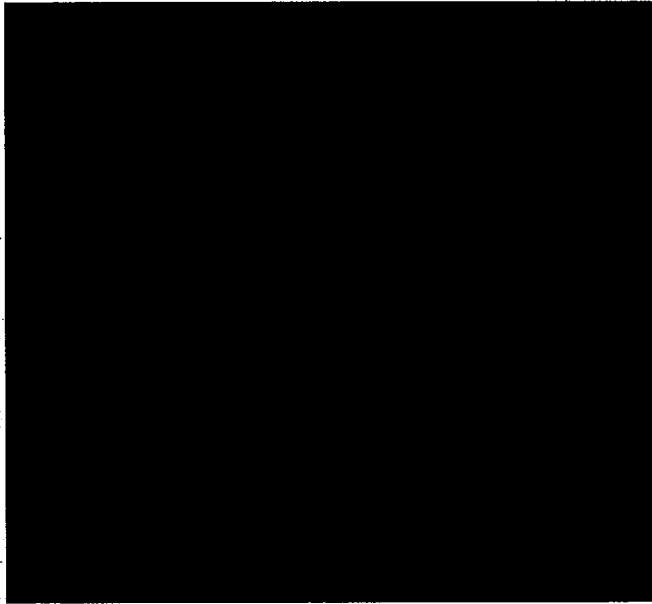
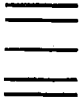
06-03-11

7,920 TCCリヨウリヨウ 3-3

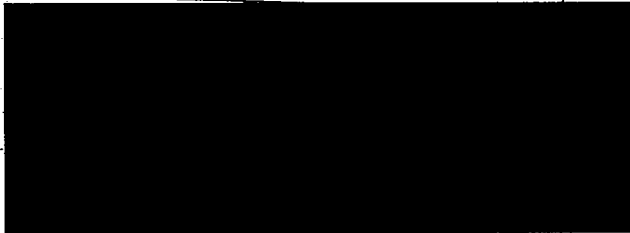
***** 通帳が繰越扱いになりました



Faint text at the bottom of the page, possibly a footer or additional notes.



05-05-10 7,920 TCCリヨウリヨウ 5-1



05-05-31 1,675 ケースト"リヨウ 5-6



05-05-10 トツトリケン ケンキカイ 500,000
05-05-12 13,970 コウキソリース 5-2

05-06-26 13,970 コウキソリース 6-6
05-07-10 トツトリケン ケンキカイ 750,000

05-07-24 4,670 SMBC(キヤノン) 7-6
05-07-26 13,970 コウキソリース 7-7

05-08-23 1,320 SMBC(キヤノン) 8-3
05-08-28 13,970 コウキソリース 8-7
○ 05-09-25 9 1,751 SMBC(キヤノン) 9-8
○ 05-09-26 9 13,970 コウキソリース 9-10
05-10-10 トツトリケン ケンキカイ 750,000

○ 05-10-23 1,929 SMBC(キヤノン) 10-6
○ 05-10-26 13,970 コウキソリース 10-8
○ 05-11-24 1,293 SMBC(キヤノン) 11-4
○ 05-11-27 13,970 コウキソリース 11-6

日	元	月	日	金額	会社名	種別	期	備考
05-12-25	2,461	SMBC(キヤノン)	12-6					
05-12-26	13,970	ゴウキリース	12-10					
06-01-10	750,000	トットリケン ケンキカイ						
06-01-23	2,041	SMBC(キヤノン)	1-3					
06-01-26	13,970	ゴウキリース	1-4					
06-02-26	13,970	ゴウキリース	2-10					
06-02-26	2,158	SMBC(キヤノン)	2-11					
06-03-25	3,135	SMBC(キヤノン)	3-4					
06-03-26	13,970	ゴウキリース	3-6					
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								

① 延滞利息は、延滞した日から発生し、延滞期間中は、延滞期間中の延滞利息は、延滞期間中の延滞利息に算入されず、延滞期間中の延滞利息は、延滞期間中の延滞利息に算入されず、延滞期間中の延滞利息は、延滞期間中の延滞利息に算入されず。

② 延滞利息は、延滞した日から発生し、延滞期間中は、延滞期間中の延滞利息は、延滞期間中の延滞利息に算入されず、延滞期間中の延滞利息は、延滞期間中の延滞利息に算入されず、延滞期間中の延滞利息は、延滞期間中の延滞利息に算入されず。

③ 延滞利息は、延滞した日から発生し、延滞期間中は、延滞期間中の延滞利息は、延滞期間中の延滞利息に算入されず、延滞期間中の延滞利息は、延滞期間中の延滞利息に算入されず、延滞期間中の延滞利息は、延滞期間中の延滞利息に算入されず。

会派・議員連盟関係政務活動費計上額一覧表

議員名:

領収書等番号:

会派・議員連盟の名称	政務活動費計上金額	
	計上額	計上方法
会派関係 (自民党)	12,304	収支決算書のとおり
北朝鮮拉致問題議員連盟	2,812	収支決算書のとおり
森林林業活性化議員連盟	13,264	収支決算書のとおり
鳥取県の水産業の発展を考える会	20830	収支決算書のとおり
中部振興議員連盟	13,640	収支決算書のとおり
商工会地域活性化議員連盟	28	収支決算書のとおり
		収支決算書のとおり
		収支決算書のとおり
		収支決算書のとおり
		収支決算書のとおり
		収支決算書のとおり
政務活動費計上額合計	62,878	

※1) 会派、各議員連盟の政務活動費計上額に係る証拠書類は、会派、各議員連盟の関係書類(収支決算書)を援用します。

※2) 「計上方法」欄は、収支決算書とおりの金額を計上する場合は「収支決算書のとおり」と記載し、旅費調整など一部計上する場合はその内容を記載してください。

EneJet

納品書(領収書)

株式会社 トリベイ
倉吉給油所
鳥取県倉吉市清谷1-268
TEL:0858-27-5300
2023/05/09(火)10:14

売上
レギュラー
003070 ¥7750
50.00L @155.0 L-5 N-15
燃料油3円/L割引適用(069182)
3円/L.個割引 済み

小計 ¥7,750
(10%対象 ¥7,750)
内消費税 ¥705
合計 ¥7,750
承認No. 005219
支払方法 一括

事前OK
端末処理通番 16368

※本書保管上のお願ひ!!
財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願い致します。
No.5769 担当:0001 倉吉SS
POS番号01
23/05/09

EneJet

納品書(領収書)

株式会社 トリベイ
倉吉給油所
鳥取県倉吉市清谷1-268
TEL:0858-27-5300
2023/05/17(水)16:05

売上
レギュラー
003070 ¥7750
50.00L @155.0 L-2 N-4
燃料油3円/L割引適用(076221)
3円/L.個割引 済み

小計 ¥7,750
(10%対象 ¥7,750)
内消費税 ¥705
合計 ¥7,750
承認No. 008302
支払方法 一括

事前OK
端末処理通番 17725

※本書保管上のお願ひ!!
財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願い致します。
No.5486 担当:0001 倉吉SS
POS番号01
2023/05/17

EneJet

納品書(領収書)

株式会社 トリベイ
倉吉給油所
鳥取県倉吉市清谷1-268
TEL:0858-27-5300
2023/05/26(金)20:47

売上
レギュラー
003070 ¥7440
48.00L @155.0 L-4 N-10
燃料油3円/L割引適用(076182)
3円/L.個割引 済み

小計 ¥7,440
(10%対象 ¥7,440)
内消費税 ¥676
合計 ¥7,440
承認No. 0125538
支払方法 一括

事前OK
端末処理通番 10648

※本書保管上のお願ひ!!
財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願い致します。
No.6247 担当:0001 倉吉SS
POS番号01
2023/05/26

EneJet

EneJet

納品書(領収書)

株式会社 トリヘイ
倉吉給油所
鳥取県倉吉市清谷1-268
TEL:0858-27-5300
2023/06/11(土)15:07

売上
レギュラー
003070 47752
50.01L @155.0 L-4N10

燃料油3円/L割引適用(099162)
3円/L個割引済み

小計 ¥7,752
(10%対象 ¥7,752)
内消費税 ¥709
合計 ¥8,461
承認No. 0073049

支払方法 一括
事前決済
端末処理番号

※本書保管上のお願い!!
財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願いします。
担当:0001 倉吉SS

POS番号01
2023/06/11

納品書(領収書)

株式会社 トリヘイ
倉吉給油所
鳥取県倉吉市清谷1-268
TEL:0858-27-5300
2023/06/22(木)13:43

売上
レギュラー
003070 ¥7442
48.01L @155.0 L-6N-16

燃料油3円/L割引適用(107146)
3円/L個割引済み

小計 ¥7,442
(10%対象 ¥7,442)
内消費税 ¥677
合計 ¥8,119
承認No. 0151553

支払方法 一括
事前決済 OK
端末処理番号 17412

※本書保管上のお願い!!
財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願いします。
No.7049 担当:0001 倉吉SS

POS番号01
2023/06/22



EneJet

納品書(領収書)

株式会社 トリベイ
倉吉給油所
鳥取県倉吉市清谷1-268
TEL:0858-27-5300
2023/07/17(月)11:29

様

売上
レギュラー
003070 ¥5530
35.00L @158.0 L-6 N-16
燃料油3円/L 割引適用(107149)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥5,530
(10%対象 ¥5,530
内消費税 ¥503)
合計 ¥5,530
承認No. 0161086
支払方法 一括

事前OK
端末処理番号 12391

※本書保管上のお願い!!
財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願い致します。

No.6307 担当:0001 倉吉SS
POS番号01
2023/07/17

EneJet

納品書(領収書)

株式会社 トリベイ
倉吉給油所
鳥取県倉吉市清谷1-268
TEL:0858-27-5300
2023/07/02(日)15:40

様

売上
レギュラー
003070 ¥6510
42.00L @155.0 L-4 N-10
燃料油3円/L 割引適用(107071)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥6,510
(10%対象 ¥6,510
内消費税 ¥592)
合計 ¥6,510
承認No. 0129683
支払方法 一括

事前OK
端末処理番号 12063

※本書保管上のお願い!!
財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願い致します。

No.9212 担当:0001 倉吉SS
POS番号01
2023/07/02

EneJet

納品書(領収書)

株式会社 トリベイ
倉吉給油所
鳥取県倉吉市清谷1-268
TEL:0858-27-5300
2023/07/31(月)09:42

様

売上
レギュラー
003070 ¥7587
48.02L @158.0 L-2 N-4
燃料油3円/L 割引適用(141649)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥7,587
(10%対象 ¥7,587
内消費税 ¥690)
合計 ¥7,587
承認No. 0026980
支払方法 一括

事前OK
端末処理番号 14235

※本書保管上のお願い!!
財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願い致します。

No.4591 担当:0001 倉吉SS
POS番号01
2023/07/31

EneJet

納品書(領収書)

株式会社 トリベイ
倉吉給油所
鳥取県倉吉市清谷1-268
TEL:0858-27-5300
2023/08/22(火)15:21

様

売上
レギュラー
003070 ¥5952
35.01L @170.0 L-2 N-4
燃料油3円/L割引適用(166110)
3円/L,個割引済み

小計 ¥5,952
(10%対象 ¥5,952)
内消費税 ¥541
合計 ¥5,952
承認No. 0090446
支払方法 一括

事前決済 OK
端末処理番号 12546

※本書保管上のお願!!!
財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願い致します。

EneJet

納品書(領収書)

株式会社 トリベイ
倉吉給油所
鳥取県倉吉市清谷1-268
TEL:0858-27-5300
2023/08/12(土)14:37

様

売上
レギュラー
003070 ¥7920
48.00L @165.0 L-2 N-4
燃料油3円/L割引適用(141665)
3円/L,個割引済み

小計 ¥7,920
(10%対象 ¥7,920)
内消費税 ¥720
合計 ¥7,920
承認No. 0090088
支払方法 一括

事前決済 OK
端末処理番号 12546

※本書保管上のお願!!!
財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願い致します。
No.2286 担当:0001 倉吉SS

EneJet

納品書(領収書)

株式会社 トリベイ
倉吉給油所
鳥取県倉吉市清谷1-268
TEL:0858-27-5300
2023/09/05(火) 11:18

様

売上
レギュラー
003070 ¥7140
42.00L @170.0 L-5 N-15
燃料油3円/L割引適用(023292)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥7,140
(10%対象 ¥7,140)
内消費税 ¥649
合計 ¥7,140
承認No. 0039032
支払方法 一括

事前決済 OK
端末処理番号 13734

※本書保管上のお願!!!
財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願いします。

No. 986 担当:0001 倉吉SS
POS番号01
2023/09/05

EneJet

納品書(領収書)

株式会社 トリベイ
倉吉給油所
鳥取県倉吉市清谷1-268
TEL:0858-27-5300
登録番号: T2270001000499
2023/09/16(土) 06:08

様

売上
レギュラー
003070 ¥7990
47.00L @170.0 L-2 N-4
燃料油3円/L割引適用(023186)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥7,990
(10%対象 ¥7,990)
内消費税 ¥726
合計 ¥7,990
承認No. 0082316
支払方法 一括

事前決済 OK
端末処理番号 18506

※本書保管上のお願!!!
財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願いします。

No. 6016 担当:0001 倉吉SS
POS番号01
2023/09/16

EneJet

納品書(領収書)

株式会社 トリベイ
倉吉給油所
鳥取県倉吉市清谷1-268
TEL:0858-27-5300
登録番号: T2270001000499
2023/09/26(火) 20:11

様

売上
レギュラー
003070 ¥7515
45.00L @167.0 L-6 N-16
燃料油3円/L割引適用(023337)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥7,515
(10%対象 ¥7,515)
内消費税 ¥683
合計 ¥7,515
承認No. 0017244
支払方法 一括

事前決済 OK
端末処理番号 14968

※本書保管上のお願!!!
財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願いします。

No. 9366 担当:0001 倉吉SS
POS番号01
2023/09/26

EneJet

納品書(領収書)

株式会社 トリベイ
倉吉給油所
鳥取県倉吉市清谷1-268
TEL:0858-27-5300
登録番号:T2270001000499
2023/10/14(土)12:13

様

売上
レギュラー
003070 ¥7743
47.50L @163.0 L-1N-3
燃料油3円/L割引適用(044661)
3円/L,個割引 済み

小計 ¥7,743
(10%対象 ¥7,743)
内消費税 ¥704
合計 ¥7,743
承認No. 0259060
支払方法 一括
事前OK
端末処理番号 12928

※本書保管上のお願い!!
財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願い致します。
No.0351 担当:0001 倉吉SS
POS番号01
2023/10/14

EneJet

納品書(領収書)

株式会社 トリベイ
倉吉給油所
鳥取県倉吉市清谷1-268
TEL:0858-27-5300
登録番号:T2270001000499
2023/11/27(月)08:50

様

売上
レギュラー
003070 ¥7826
48.01L @163.0 L-1N-3
燃料油3円/L割引適用(089738)
3円/L,個割引 済み

小計 ¥7,826
(10%対象 ¥7,826)
内消費税 ¥711
合計 ¥7,826
承認No. 0032956
支払方法 一括
事前OK
端末処理番号 19479

※本書保管上のお願い!!
財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願い致します。
No.5124 担当:0001 倉吉SS
POS番号01
2023/11/27

EneJet

納品書(領収書)

株式会社 トリベイ
倉吉給油所
鳥取県倉吉市清谷1-268
TEL:0858-27-5300
登録番号:T2270001000499
2024/01/18(木)15:38

様

売上
レギュラー
003070 ¥7500
46.01L @163.0 L-6N-16
燃料油3円/L割引適用(129527)
3円/L,個割引 済み

小計 ¥7,500
(10%対象 ¥7,500)
内消費税 ¥682
合計 ¥7,500
承認No. 0185025
支払方法 一括
事前OK
端末処理番号 18590

※本書保管上のお願い!!
財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願い致します。
No.5831 担当:0001 倉吉SS
POS番号01
2024/01/18

納品書
(領収書)

売上
2024年02月06日 14:17
様 添付

ワライア7カ(d) 0000
レギュラー P-12 内税 10%
23.00L @174.00 ¥4002
00002.00

合計 ¥4,002
(内消費税等 ¥364)

前回プリカ残高
今回プリカ残高
ランク

前回ポイント残高
加算ポイント
今回ポイント残高

<優遇ランク情報>
優遇ランク単価が適用されています。
対象の油種のみ優遇されます。ランク43

登録番号 T2270001005432
表面記載の消費税は
すべて10%対象です。

(000001) 2024/02/06 (000003)
(株) 真木自動車 ハワイSS

鳥取県東伯郡湯梨浜町長瀬2001
TEL0858-35-6411
サイトNo. 0085-04

EneJet

納品書(領収書)

株式会社 トリベイ
倉吉給油所
鳥取県倉吉市清谷1-268
TEL:0858-27-5300
登録番号: T2270001000499
2024/02/29(木)13:59

売上
レギュラー ¥8478
003070
52.01L @163.0 L-6 N-16
燃料油3円/L割引適用(144689)
3円/L,個割引済み

小計 ¥8,478
(10%対象 ¥8,478
内消費税 ¥771)
合計 ¥8,478
承認No. 0069888
支払方法 一括

事前オ-リ OK
端末加理通番 17651

※本書保管上のお願い!!
財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願い致します。

★2月限定★
当日の泡ブロー洗車購入レシートで
ガソリン軽油L5円引券×1枚
プレゼント中。レシートをスタッフ
へお渡しくださいませ
No.1227 担当:0001 倉吉SS
POS番号01
2024/02/29

EneJet

納品書(領収書)

株式会社 トリベイ
倉吉給油所
鳥取県倉吉市清谷1-268
TEL:0858-27-5300
登録番号: T2270001000499
2024/02/15(木)15:31

売上
レギュラー ¥7580
003070
46.50L @163.0 L-2 N-4
燃料油3円/L割引適用(144721)
3円/L,個割引済み

小計 ¥7,580
(10%対象 ¥7,580
内消費税 ¥689)
合計 ¥7,580
承認No. 0160627
支払方法 一括

事前オ-リ OK
端末加理通番 12092

※本書保管上のお願い!!
財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願い致します。

★2月限定★
泡ブロー洗車購入で
ガソリン軽油L5円引券×1枚
プレゼント中。レシートをスタッフ
へお渡しくださいませ
No.3267 担当:0001 倉吉SS
POS番号01
2024/02/15

EneJet

納品書(領収書)

株式会社 トリベイ
倉吉給油所
鳥取県倉吉市清谷1-268
TEL:0858 27-5300
登録番号: T2270001000499
2024/03/10(日)16:41

売上
レギュラー ¥7663
003070
47.01L @163.0 L-6 N-16
燃料油3円/L割引適用(184363)
3円/L,個割引済み

小計 ¥7,663
(10%対象 ¥7,663
内消費税 ¥697)
合計 ¥7,663
承認No. 0161706
支払方法 一括

事前オ-リ OK
端末加理通番 18269

※本書保管上のお願い!!
財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願い致します。

★エネキーで2円もお得!★
☆お持ちのクレジットカードで☆
★かんたん無料登録できます!★
No.5546 担当:0001 倉吉SS
POS番号01
2024/03/10

EneJet

納品書(領収書)

株式会社 トリベイ
倉吉給油所
鳥取県倉吉市清谷1-268
TEL:0858-27-5300
登録番号: T2270001000499
2024/03/20(水)17:03

様

売上
レギュラー
003070 ¥6848
42.01L @163.0 L-4 N-10
燃料油3円/L割引適用(002091)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥6,848
(10%対象 ¥6,848)
内消費税 ¥623
合計 ¥6,848
承認No. 0061936
支払方法 一括

事前オ-リ OK
端末処理番号 17993

※本書保管上のお願!!!
財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願い致します。

★ エネキーで2円もお得!★
☆ お持ちのクレジットカードで☆
★ かんたん無料登録できます!★
No.9240 担当:0001 倉吉SS
POS番号01